

警生協の特長

①警察ファミリーのきずなに基づく協同互助

警生協は、昭和35年3月に、警察職員がつくり、自ら運営することによって、警察職員のニーズに沿った共済事業を提供することを目的として設立され、協同互助の精神に基づき、以来58年以上にわたり事業を運営しています。

②安い掛金で充実した保障内容

警生協は、営利を目的とせず、組合員の皆様の利益を最優先とする生活協同組合です。事業経費の削減を徹底し、安い掛金で、シンプルかつ充実した保障内容となるように努めています。

③健全な事業運営

警生協は、将来発生が予想される大規模災害や株式市場の暴落等による損失に備えて、十分な積立を行ってあります。また、資産運用についても、元本が保証された安定資産を中心に健全な運用により自己資本の充実に努めています。平成29年3月末時点の自己資本比率は10.75%、支払余力比率は1032.0%となっています。

警生協を
ご存じですか？



1年間保存版 ご家庭に持ち帰り、ご家族と一緒にご覧ください。

きずな kizuna

130
平成30年
春号

特集 節約のチャンス、
見逃していませんか？

保険の見直しで、 家計の節約を！

これなら
生涯設計も
安心ね！



補償内容を
グレードアップ!!
新火災共済
スタート!

平成30年度 警生協の 四共済募集

- 生命・傷病共済
- 新長期生命80
- 新火災共済
- 終身生命共済

お申込みの前に、下記について必ずご確認ください。

- 生命・傷病共済、新火災共済、新長期生命80及び終身生命共済は、ご自身の意向に合致した商品ですが。
- 生命・傷病共済、新長期生命80及び終身生命共済において、配偶者を保障の対象とされる方は、必ず配偶者の同意を得てお申し込みください。
- 新火災共済において、共済契約者と被共済者が異なる場合は契約内容を共済契約者から被共済者へご説明ください。

ご相談、お尋ねは警生協支部担当者へ
(お問合せ先は裏表紙参照)

ホームページをリニューアルしました!!

告知 今秋、更なる機能拡充のため、パスワードの変更を予定しています!

警生協 検索 <https://www.keiseikyo.or.jp/>



■お問合せ先 警生協支部担当者の連絡先

皇宮警察本部 03-3231-3115 (2787)	神奈川県警察本部 045-211-1212 (2774)	島根県警察本部 0852-26-0110 (2791)
北海道警察本部 011-251-0110 (2830)	新潟県警察本部 025-285-0110 (2793)	岡山県警察本部 086-234-0110 (708-261)
函館方面本部 0138-31-0110 (2767)	山梨県警察本部 055-225-2636 直通(6865)	広島県警察本部 082-228-0110 (2813)
旭川方面本部 0166-35-0110 (2764)	長野県警察本部 026-233-0110 (2778)	山口県警察本部 083-933-0110 (2766)
釧路方面本部 0154-25-0110 (2765)	静岡県警察本部 054-271-0110 (2793)	四国管区警察局 087-821-3111 (2643)
北見方面本部 0157-24-0110 (2765)	中部管区警察局 052-951-6000 (2634)	徳島県警察本部 088-657-5885 直通(2774)
東北管区警察局 022-221-7181 (2634)	富山県警察本部 076-441-2211 (2779)	香川県警察本部 087-833-0110 (2772)
青森県警察本部 017-723-9933 直通(2792)	石川県警察本部 076-225-0808 直通(2793)	愛媛県警察本部 089-915-0272 直通(2821)
岩手県警察本部 019-653-0110 (2825)	福井県警察本部 0776-22-2014 直通(2774)	高知県警察本部 088-826-0110 (2779)
宮城県警察本部 022-213-4741 直通(2797)	岐阜県警察本部 058-273-7555 直通(2782)	九州管区警察局 092-622-5000 (2654)
秋田県警察本部 018-863-1111 (2786)	愛知県警察本部 052-951-1611 (2833)	福岡県警察本部 092-633-6177 直通(2775・6)
山形県警察本部 023-626-0110 (2791)	三重県警察本部 059-222-0110 (2768・2776)	佐賀県警察本部 0952-40-8625 直通(2783)
福島県警察本部 024-534-8700 直通(701-2823)	近畿管区警察局 06-6944-1234 (2643)	長崎県警察本部 095-823-6777 直通(2785)
警視庁 03-5220-1185 直通 (702-68612~4)	滋賀県警察本部 077-510-5335 直通(2796)	熊本県警察本部 096-349-8085 直通(2786)
関東管区警察局 048-600-6000 (2646)	京都府警察本部 075-451-9111 (2786)	大分県警察本部 097-533-0216 直通(2774)
茨城県警察本部 029-301-0110 (2792)	大阪府警察本部 06-6949-0557 直通(27741・2)	宮崎県警察本部 0985-31-8208 直通(2778)
栃木県警察本部 028-627-2755 直通(2824)	兵庫県警察本部 078-341-7441 (2817)	鹿児島県警察本部 099-206-0110 (2767)
群馬県警察本部 027-243-0110 (2807)	奈良県警察本部 0742-23-0110 (2816)	沖縄県警察本部 098-862-0110 (2774)
埼玉県警察本部 048-832-0110 (2789)	和歌山県警察本部 073-423-0110 (2816)	警察庁 03-3581-0141 (2799)
千葉県警察本部 043-201-0110 (2796)	中国管区警察局 082-228-6411 (2637)	警生協事務局支部 03-5213-8377 直通
	鳥取県警察本部 0857-23-0110 (2764)	

警察職員生活協同組合

警察職員生活協同組合

保険の見直しで「家計の節約」をしてみませんか？

平成30年7月1日から
「新火災共済」
スタート!

生命 保険編

こんな方は保険の見直しを！

P3,4へ

- 結婚して、子どもが生まれたのに、初任料の時に契約した生命共済を見直してない。
- 民間生命保険の更新が近づき、保険料が上がるので悩んでいる。

医療 保険編

こんな方は保険の見直しを！

P5へ

- 様々な特約が付いた医療関係の保険にいくつも加入し、入院したときの保障額が、日額15,000円を超えている。
- 医療関係の保険の更新が近づき保険料が上がるので悩んでいる。

火災 保険編

こんな方は保険の見直しを！

P6へ

- 昨年民間保険の更新をしたら、以前に比べて保険料が上がっていた。
- マンションを買った時に業者に勧められて入った火災保険の更新案内が来た。地震保険の加入を勧められたけど、保険料が高いなあ…。

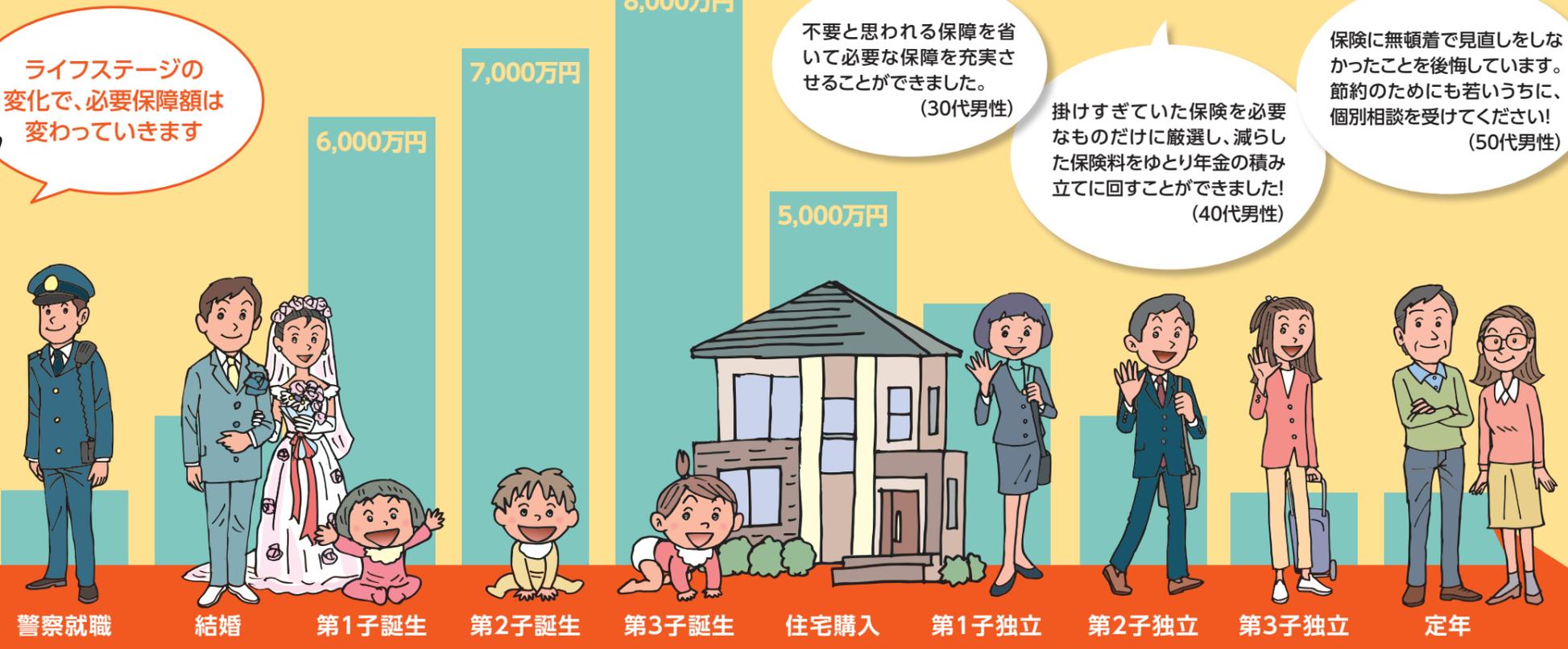


～万が一の場合の～
〈必要保障額の目安〉

警生協の個別相談を受け、実際に保険の見直しをされた
皆さまからの声

目次

- 特集「保険の見直し」で「家計の節約」をしてみませんか? ... 1
- 警生協の共済事業と各ライフステージのモデルプラン... 9
- 生命・傷病共済 11
- 新火災共済 15
- 新長期生命80 29
- 終身生命共済 34
- 契約概要と注意喚起情報 39
- 共済金等の請求 45
- 共済金等の請求に必要な書類 46
- 税制上の取扱い 47
- 警生協の取組方針 48
- 契約申込書の記入例 49



ライフステージの変化で、必要保障額は変わっていきます

不要と思われる保障を省いて必要な保障を充実させることができました。
(30代男性)

掛けすぎていた保険を必要なものだけに厳選し、減らした保険料をゆとり年金の積み立てに回すことができました!
(40代男性)

保険に無頓着で見直しをしなかったことを後悔しています。節約のためにも若いうちに、個別相談を受けてください!
(50代男性)

生命保険編

今の保障額はベストプランですか？

家族の人数や生活スタイルで保障額を決めるのか。



ご自分がどのライフステージかを確認してください。

CHECK 1

保障額が不足していないか？ 又は加入し過ぎではないかチェックする。

万が一の必要保障額をきちんと把握して、残された家族が生活費(住宅費を含む)や教育資金(大学進学資金等)で困らないように準備してください。また、家族構成の変化により定期的に見直すことが大切です。

● 家族に残す「生命保険」はどれくらい加入しておいたらよいか？

		必要保障額の目安 / 家族構成					
持ち家	有	独身	新婚等 夫婦2人	夫婦+ 子供1人	夫婦+ 子供2人	夫婦+ 子供3人	子供独立 夫婦2人
		無	500万円 ~ 1,000万円	1,500万円 ~ 2,000万円	2,000万円 ~ 3,000万円	3,000万円 ~ 4,000万円	4,000万円 ~ 5,000万円
			4,000万円 ~ 5,000万円	5,000万円 ~ 6,000万円	6,000万円 ~ 7,000万円	7,000万円 ~ 8,000万円	4,000万円

※(公財)生命保険文化センター「ライフプラン情報ブック」等により試算。上記は目安であり、年齢、環境等により異なります。

ココが「見直し」のポイント /

- 生活費+教育資金+住宅資金等を準備する。
お子様が生まれたら保障を増やす!さらに生まれたら増やす!
家を購入したら減らす!*
- 末のお子様独立するまで、死亡保障を準備する。
独立したら保障を下げる!
- 配偶者が就労可能なら、保障は下げられる!
- 保障額の過不足を確認し、保障を増減させる!

$$\text{支出} - \text{収入} = \text{必要保障額}$$

(生活費、教育資金、住宅資金等) (遺族年金、死亡退職金、配偶者の就労等)

※団体信用生命保険利用により死亡保障を減らせます。

● 公的な保障「遺族年金」はどれくらい受け取れるのか？

夫が亡くなった場合の遺族年金の目安 (月額)					
標準報酬 (月・期末手当等)	子供のいる妻		子供のいない妻		
	子供2人の期間	子供1人の期間	妻が40歳未満	妻が40-64歳	妻が65歳以降
40万円	約15万円	約13万円	約5万円	約10万円	約11万円
45万円	約16万円	約14万円	約6万円	約11万円	約12万円

※加入期間は25年以下で試算。子供が全員18歳到達年度の末日を迎えた妻は「子供のいない妻」となります。夫死亡時に子供のいない妻が30歳未満の場合は、5年間の有期年金となります。「子供のいない40歳から64歳の妻」には中高齢寡婦加算を含みます。

ココが節約のポイント /

- 公的遺族年金の支給があるので、加入し過ぎに注意する!

CHECK 2

保険料が高い「貯蓄型」の保険に加入していないかチェックする。

掛け捨てが損だと思い、「貯蓄型」の終身保険に加入されている方へ

大きな保障には「掛け捨て型」がオススメ!

ココが節約のポイント /

- 子供が独立するまでは、大きな死亡保障が必要なため、「掛け捨て型」の保険が最適!
 - 負担を抑えたい家族持ちの方には、割安な掛金で大きな保障を備えることができる「掛け捨て型」が最適。
 - 一般的な民間生保の貯蓄型終身保険の保険料は割高で、定期保険(掛け捨て)の約5.2倍(30代男性)。
 - しかも途中で解約した場合、解約手数料等が差し引かれるため、今まで支払った保険料が全額戻るわけではない。
- 「保障」と「貯蓄」は、分けて備える。保障は警生協の「生命共済」、貯蓄は警生協年金「ゆとりBコース」、退職後の生活資金は「財形年金」と警生協年金「ゆとりAコース」で準備する。
- 災害死亡でも病気死亡でも、残された家族の必要保障額は変わらない。
→災害死亡特約は必要か?
- 配当金(剰余金還元・割戻金)の有無を確認する。配当(割戻金)等があると実質負担額が下がる。

CHECK 3

同じ保障額なら掛金の安い「生命共済」を利用しているかチェックする。

生命共済の月額掛金			
保障額	39歳まで	40~49歳まで	50~59歳まで
3,000万円	3,420円	5,220円	8,040円
2,000万円	2,280円	3,480円	5,360円
1,000万円	1,140円	1,740円	2,680円

*生命共済は単独では契約できません。傷病共済とのセット契約となります。詳しくはP12・13をご覧ください。

ココが節約のポイント /

- 3,000万円までの死亡保障は、掛金の安い「生命共済」で準備する。
剰余金があれば割戻金として還元されるので、実質負担額が下がる。
3,000万円の保障の掛金が3,420円(39歳まで)。割戻金が45%(平成28年度実績)で実質掛金は約1,880円



組合員からの喜びの声

- 30代男性 / 月々の保険料負担が同じで、死亡保障が2,000万円大きくなりました!
- 40代男性 / 保障が同額で月々の保険料が10,000円も安くなりました!
- 50代男性 / 保障を下げ減らした保険料分を、退職後の生活資金として貯蓄します!

特集記事に関するお問合せは、フリーダイヤル 0120-983-110

医療保険編

医療費の自己負担はひと月最大約25,000円(1日当たり約833円)又は5万円*

ひと月の医療費の自己負担額は「高額療養費制度」により一定額に抑えられています。警察職員の場合は、さらに警察共済組合の給付制度である「一部負担金払戻金」等があり、1か月当たりの自己負担が、25,000円*を超える場合、その超えた額については、給付金が支給されることになっています。(病院の窓口で一旦支払い、後日給付されます。)同様の制度は、被扶養のご家族にもあります。*標準報酬の月額が53万円以上の方は5万円

医療費の自己負担額を把握することからはじめましょう!

CHECK 1

実際入院したらどれくらいのお金がかかるのか把握する。

入院時の自己負担の主な内容です。

1日当たり約8,000円程度

※先進医療の技術料等、自由診療の医療費は、全額自己負担です。

1 医療費
ひと月最大でも約25,000円
※標準報酬の月額が53万円以上の方は5万円

2 差額ベッド代
1日約6,155円(全国平均額)
H27 厚労省調査

3 食事代
1食460円
1日1,380円
H30.4からの自己負担額

4 日用品 交通費/駐車場 その他

へえ~! 知らなかった! 1か月の自己負担は、これだけなんだね。医療保険に入りすぎていないか見直そう!



CHECK 2

入院日額過多? 様々な特約付の保険に入り過ぎていないかチェックする。

ココが節約のポイント!

- ① 入院日額は、5,000円~1万円です。多くても15,000円以内にする。
- ② いま契約している医療保険に様々な特約が付いていたら、それは見直しと節約のチャンス。
・複数の医療保険を重複契約し、手術、通院、生活習慣病、がんなどの特約が重なっていないか?
・見直しの結果、浮いたお金は教育資金・住宅資金・老後の生活資金等として貯蓄に回すのがベスト。
- ③ 掛金が安い、警生協の「傷病共済」を利用する。

傷病共済の月額掛金			
入院日額	39歳まで	40~49歳まで	50~59歳まで
8,000円	790円	880円	1,040円

年間180日の長期保障
通算支払日数無制限*

40~50代でもこんなに安いんですね!
しかも割戻金があるかも!
組合員Dさん

※毎年契約更新した場合、年間180日までの保障が繰り返し受けられるので、長期入院でも安心です。割戻金35%(平成28年度実績)で実質掛金は約520円(39歳まで)

*傷病共済は単独では契約できません。生命共済とのセット契約となります。詳しくはP12・13をご覧ください。

現在ご加入の医療保険の保険料と比べてみてください。

火災保険編

火災保険の見直しは、「新火災共済」で!



平成30年7月1日から、補償内容をグレードアップした「新火災共済」がスタートします。今回の統合募集が、新制度による初めての募集です。現在未契約の方は、是非、この機会に、見直しと新規契約をご検討ください。

何がグレードアップしたの?

新設

①地震補償の共済事業化



充実

見舞金⇒共済金
30%コースと20%コースから選択

②災害等の補償の充実



充実

支払の認定基準を細分化して、かつ支払率を大幅アップ

新設

③盗難補償の新設



盗難による損害を一定限度で補償

新設

④借家人賠償責任特約の新設



借りている部屋の原状回復責任

借主



貸主(大家さん)

他社(他共済)の火災保険(共済)をご契約されている皆さまへ

火災保険を見直すと、こんな発見も!!

- 付いていると思っていた補償が付いていなかった...
- 必要ではない補償が付いていた...
- 時価^(※)補償の保険だった。補償額が少ないかも!

(※)「時価」については次ページ「ココをチェック!あなたの火災保険」CHECK2(注1)参照

え~っ!
家財の補償はついてなかったのか!

以前契約した時には、その火災保険の補償でよいと思ったかもしれませんが、いつまでもそれがベストとは限りません。

具体的な見直し方法は次ページへ

グレードアップした「新火災共済」の2つの魅力(制度の詳細はP15~P28)

① 充実の補償をセットで提供!

火災共済金



損害額をお支払
(共済金額が上限)

建物の新旧に関わらず、
再取得価額(=新価)(※)で補償
(※)下記CHECK2(注2)参照

災害共済金



〈補償限度額〉

3.5倍にアップ!

共済金額の **70%**

共済金額の **20%** 現行

地震共済金 ★新設



〈補償限度額〉
2つのコースから選択(掛金は同じ)

30%コース ★
※100万円以上の損害額が発生したときに補償対象
共済金額の **30%**

20%コース ★
共済金額の **20%**

盗難共済金 ★新設



(自動付帯)

共済金額の **2%**を限度に補償

※通貨等は20万円まで補償
※盗難に起因した建物の損傷や汚損も補償対象

任意付帯 ★新設

民間の賃貸住宅の方にオススメ!
借家人賠償責任特約 動産契約に付帯することができます。



借りている部屋の原状回復責任 → 貸主(大家さん)

火災、破裂、爆発
(不慮の人為的災害及び落雷を除く。)
に起因した借戸室の損害賠償金等を補償

物置・車庫自動補償



建物契約に自動付帯されています。ただし、物置は66㎡未満のものに限ります。

② これだけの補償が付いても割安な掛金!

年額掛金

(例)共済金額:建物契約 2,000万円、
動産契約 1,000万円の場合



木造
建物 **12,000円**
動産 **5,500円**



鉄骨・耐火構造
建物 **9,000円**
動産 **5,500円**



マンション構造
建物 **5,000円**
動産 **5,500円**

割安ポイント

■割戻金(配当金)で更に割安に!
割戻金(配当金)があれば、実質の掛金は更に割安になります!

■マンション構造の建物は、より割安な掛金に!
構造別掛金の導入により、マンション構造の建物については、現行より割安な掛金となります。

〈マンション構造の建物掛金〉

(例)共済金額:建物2,000万円の場合の年額掛金

現行 **6,800円** → 新火災 **5,000円** **1,800円引き下げ!**

マンションの場合は、
今よりも安くなりますよ!

掛金の見積りは、
警生協のホームページを
ご利用ください。



ココをチェック! あなたの火災保険

CHECK 1 あなたの火災保険は、**どんな損害に対応しているか?**

ワンポイントアドバイス 保険証券や、契約内容のお知らせ等で、補償内容と保険料をチェックしましょう。地震の補償が付いているか?水害の補償が付いているか?盗難の補償が付いているか?必要とする補償が十分備わっているかを確認し、その上で、保険料もチェックしましょう。

⇒新火災共済は、火災、災害、地震、盗難等が全てセットされているので安心です。

CHECK 2 あなたの火災保険は、**時価補償ではないか?**

ワンポイントアドバイス 経過年数による消耗分を差し引いた時価での補償では、現在と同程度のものを建築、購入するには不十分な場合があります。不足分は、自己負担することになりますので、十分な補償を受けるためには、再取得価額(新価)(注2)での契約をお勧めします。

⇒新火災共済は、建物、動産とも再取得価額(=新価)で補償します!

(注1)時価とは…同程度のものを新たに建築又は購入するのに必要な金額から「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額のこと。

(注2)再取得価額(=新価)とは…現在の建物や動産と同程度のものを再建、修理、購入する場合に必要な金額のこと。

CHECK 3 あなたの火災保険は、**少額の損害でも補償されるか?**

ワンポイントアドバイス 約款で「一定の損害額以下は、保険金をお支払いしません。」(免責と言います。)としている保険や、契約時に自ら一定の免責額を設定している場合があります。罹災して、保険請求しようとしたら対象外だった、という事態に備えて、免責の有無や免責額を確認しておきましょう。

⇒新火災共済は、少額な損害でもお支払の対象となります。

私たち、火災保険を見直して、節約します!

見直しSTEP

1 現在契約している火災保険の補償内容と警生協の「新火災共済」の補償内容と比較する。

2 警生協のホームページで、新火災共済の掛金をシミュレーションする。

えっ!こんなに違うの?
年間いくらになるかな?

3 現在契約している保険会社に、解約の問合せをする。

昨年一括払いした保険料のうち、使われていない分は戻ってくるのね!

見直し例

〈現在の契約〉
木造(非耐火・H構造)(宮城県)住宅購入時に契約した保険を、2017年に更新

- 火災保険金額 建物2,000万円、家財1,000万円
風雪雪災、水災(100%補償)
地震保険(別途契約50%補償)
- 火災保険料+地震保険料
年額合計約6万円

警生協の新火災共済に切り替えると

- 共済金額 建物2,000万円、動産1,000万円
風雪雪害、水害(70%補償)
地震補償(自動付帯30%又は20%コースから選択)
- 共済掛金年額17,500円(地震掛金込み)

保険料の節約額 1年間で約4.2万円

5年間で、約21万円の節約 (年額4.2万円×5年)

※補償内容、解約返戻金は各社異なりますので、必ずご契約されている保険会社にご確認ください。新火災共済の補償内容はP15~28参照。

新火災共済は、募集期間を過ぎても、いつでも新規契約が可能です。

特集記事に関するお問合せは、フリーダイヤル 0120-983-110

警察就職から退職後まで

各ライフステージに合わせた保障内容の見直しを!

警察に就職したら、社会人として万が一に備えましょう。

結婚したら、保障をUP! 住居費の必要性により保障を追加しましょう。

子供が生まれたら、保障をUP! 他の保険も追加して、万が一に備えましょう。

住宅を購入したら、住宅ローンに団体信用生命保険がついている場合は保障を減らせる場合があります。

子供が独立したら、末のお子様独立したら保障を下げ、減らした分の掛金は貯蓄にまわしましょう。

退職後も、警生協の共済があなたのライフステージを一生涯サポートします。

退職後は新長期生命80と終身生命共済の保障が始まります。

生命・傷病共済 P11

モデルプラン: 500~1,000万円 | 1,500~2,000万円 | 3,000万円 | 2,000~3,000万円 | 1,000万円

保障額	毎月の掛金		
	39歳まで	49歳まで	59歳まで
3,000万円	3,420円	5,220円	8,040円
2,000万円	2,280円	3,480円	5,360円
1,000万円	1,140円	1,740円	2,680円
1日8,000円	790円	880円	1,040円

生命 死亡したとき1口**500万円**
最高6口**3,000万円**までの保障

傷病 入院したとき1日につき**8,000円**
(ケガ1日、病氣3日以上継続入院)
(契約は1口のみ)

死亡・入院保障

[入院保障] **新長期生命80** 本人コース契約 | 本人・配偶者コースに変更

[死亡保障] **終身生命共済** 早期積立がおすすめ。現職中は積立期間。交通事故等の不慮の事故による災害死亡保障付き(1口につき20万円をお支払。)

現職中は積立期間 交通事故等の不慮の事故に(100万円をお支払。)

期間 による災害死亡保障付き

掛金充当 50歳から 増額掛金払込開始

掛金充当 50歳から 増額掛金払込開始

退職後の入院保障

新長期生命80 P29

退職後から80歳までの**入院保障**
入院日額1万円、7,000円、5,000円から選択

現職中に割戻金(配当金)を掛金として充当するため、知らずに掛金が積み立てられます。退職後の掛金払込はありません。

退職後の死亡保障

終身生命共済 P34

退職後から**一生涯の死亡保障**
死亡保障額500万円、300万円、100万円から選択

現職中に保障に必要な掛金を積み立てます。現職中に掛金の払込が終了するため、退職後の掛金払込はありません。

財産補償

契約目安: 動産契約140万円~260万円 | 動産 増額

新火災共済 P15

火災・災害・地震・盗難による建物や動産の損害を補償

火災 | 災害 | 地震(津波) | 盗難

賃貸住宅の方にオススメ **借家人賠償責任特約(P25)**

借主 貸主(大家さん)
借戸室について貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担するときに被る損害を補償

建物契約

補償の対象 建物(66㎡未満に限る) | 車庫 | 動産

割戻金 新長期生命80を契約している方は、割戻金を掛金として充当します。

[契約例] 建物の共済金額2,000万円 | 動産の共済金額1,000万円の場合

掛金区分	年額
建物 木造	60円
建物 鉄骨・耐火構造	45円
建物 マンション構造	25円
動産	55円
借家人賠償責任特約	16円

掛金区分 | 共済掛金(年額)

建物 木造	12,000円
建物 鉄骨・耐火構造	9,000円
建物 マンション構造	5,000円
動産	5,500円

地震・盗難補償もついて、この掛金

退職組合員に加入

※一定の条件を満たす方は、退職組合員として、退職後も新火災共済をご利用いただけます。

承継組合員制度 P26

新火災共済では、共済契約者が亡くなられた後、最長10年間、配偶者又は同一世帯の子が承継組合員となり、契約を継続できるようになりました。ただし、動産のみの契約では承継組合員にはなれません。

承継できる共済契約

- 承継組合員が居住する住まいの建物契約と動産契約
- 借家人賠償責任特約を付帯した動産契約

退職後の生活保障

まずは **財形年金共済**

重点積立期間 | 調整積立期間(月額3,000円) | 据置期間

受け取る年金は**非課税**

予定利率 **年1.2%**

※予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、変更することがあります。

一定年齢までに非課税限度額(385万円)近くまで積み立てる重点積立方式がお勧めです。受給前までは、交通事故等の不慮の事故による災害死亡保障付き。保障額は、掛金累計額の5倍です。

次に **警生協年金「ゆとり」**

余裕があれば早期積立 | 財形年金の掛金が調整積立期間(月額3,000円)に入ったら積極的に積立

予定利率 **Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般生命保険料控除 年1.25%**

Bコースは一部引出しができるため、住宅購入の頭金、子供の教育資金等の様々な用途で活用できます。

の対象となり、**税制優遇**の措置があります。

受給期間別の受取額の例

受給期間を選択	受給期間別の受取額の例				月額換算	受取総額
	60歳	70歳	80歳	90歳		
財形年金	6年			60歳時の原資510万円の場合	7.2万円	524万円
	10年				4.4万円	537万円
	15年				3.0万円	553万円
	終身				1.7万円	-
警生協年金	据置期間を0~10年の間で選択	10年		据置期間10年60歳時の原資1,500万円の場合	14.7万円	1,769万円
		15年			10.1万円	1,823万円
		20年			7.8万円	1,879万円
		終身			8.8万円(男性)	-

※生命・傷病共済、新火災共済、新長期生命80、終身生命共済の募集は、4-5月、財形年金共済の募集は12-1月(一部の支部を

除く)、警生協年金「ゆとり」の募集は8-9月で、各支部が定める期間に実施します。

生命・傷病共済

ケガや病気による死亡・長期入院など、まさかの事態に備えて入る生命保険ですが、毎月の高い保険料の支払に困っていませんか？安心のために入っている保険でも、家計を圧迫しては元も子もありません。警生協の生命・傷病共済なら、民間の生命保険や医療保険に比べ、安い掛金で大きな保障を受けられるのが特長です。本当に必要な保障は何なのか、今加入している保険と比較しながら、自分の将来設計と合わせて考えていきましょう。

3,000万円までは生命共済の保障がおすすめです。



特長

① 掛金の安さ

シンプルな共済だからこそ掛金が安い！
39歳までの方なら、1口当たりの掛金(月額)は、1,360円(生命570円+傷病790円)です。

② 費用がかさむ長期入院にも対応

傷病共済は一共済期間(7月1日～翌年6月30日)で最高180日の長期保障。現職中は毎年契約更新可能。年間180日までの保障が繰り返し受けられるので安心です。

③ 割戻金(配当金)もあります。

決算で剰余金が生じた場合は、利用分量(掛金の額)に応じた割戻金をお支払します。

(平成28年度割戻率 生命共済45% 傷病共済35%)

- ※1 割戻金は毎年のお支払を約束するものではありません。
- ※2 平成28年度の場合、割戻金により39歳までの1口当たり掛金(月額)1,360円が実質830円程になりました。



保障内容

契約概要

共済期間中に、死亡、病気、ケガの支払事由が生じた場合に所定の共済金をお支払します。

		共済金名	支払事由	共済金の額
生命・傷病共済	生命共済	死亡共済金	共済期間中に被共済者が死亡したとき。	最高6口 3,000万円 ～ 1口 500万円 60歳以上の組合員は、 本人・配偶者共に1,000万円(2口) までの契約となります。
	傷病共済	入院共済金	共済期間中に被共済者が 病気で3日以上 又は ケガ^注で1日以上 継続して入院したとき。	入院初日から1日につき 8,000円 をお支払します。 一共済期間につき 180日 を限度とします。

注 ケガとは急激で偶発的な外来の事故により身体に受けた損傷をいいます。

契約

契約概要

生命・傷病共済ともにわかりやすく手厚い保障になっているのがわかります。



1 契約できる方(共済契約者)

年齢の基準日(平成30年4月1日)に66歳未満で、平成30年7月1日に在職している組合員

2 保障を受けられる方(被共済者)

共済契約者及びその配偶者

3 契約のご注意

- **夫婦共に組合員の場合は、それぞれ本人コースに契約してください。**
- 共済契約の申込みは、所属する警生協支部が定める定期募集の期間内にお申込みください。
- 生命共済と傷病共済は、セット契約のためどちらか片方のみの契約はできません。
- 配偶者のみの契約はできません。
- 配偶者の契約口数は、組合員の口数を超えることはできません。
- 配偶者の掛金額は、組合員の年齢に応じた掛金額となります。
- 年齢の基準日に60歳以上の組合員が契約できる口数は、2口までとなります。



共済期間が1年単位のため、**共済期間中の解約**は、退職等の理由でない限り**できません**。

健康状態の告知

注意喚起情報

- **新規契約者及び共済金の増額(増口)変更者は、健康状態の告知が必要となります(配偶者を含む。)**
詳しくは、P43の「告知事項と契約制限」を参照してください。

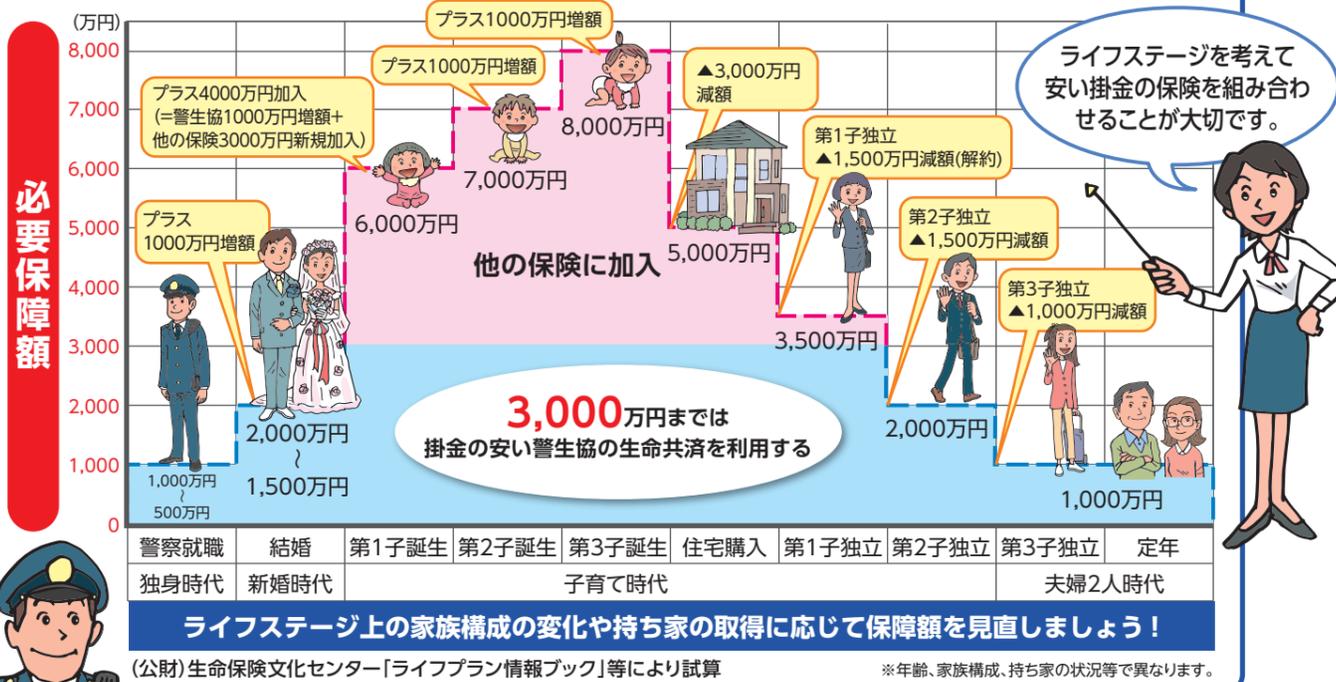
(告知事項)

- **過去1年以内^(注1)に病気^(注2)で14日以上継続して入院したことがありますか。**
- **過去1年以内^(注1)にがん(悪性新生物)の治療のために通院又は入院したことがありますか。**

注1 「過去1年以内」とは、告知日(申込書記入日)から遡って1年以内の間です。
注2 「病気」には、帝王切開や切迫流産など異常分娩や異常妊娠も含まれます。

今の保障額は、あなたのベストプランになっていますか？

加入目的 自分に万一の事があった時、残された家族の生活費、住宅資金、大学進学等の教育資金を準備するため



ライフステージ上の家族構成の変化や持ち家の取得に応じて保障額を見直しましょう！

(公財)生命保険文化センター「ライフプラン情報ブック」等により試算 ※年齢、家族構成、持ち家の状況等で異なります。

警生協のホームページで必要保障額のシミュレーションができます。ご自身の備えておくべき死亡保障額を計算してみましょう。



掛金

契約概要

生命共済と傷病共済はセット契約になります。掛金は、毎月払い込みいただけます。退職時又は組合が特に認めたときは、共済期間終了月(6月)までの掛金を一括して払い込むこともできます。

契約年齢 (注)	死亡共済金 (契約口数)	独身者におすすめ		新婚・夫婦におすすめ		お子様がいる家族におすすめ	
		500万円 (1口)	1,000万円 (2口)	1,500万円 (3口)	2,000万円 (4口)	2,500万円 (5口)	3,000万円 (6口)
39歳まで	生命共済掛金	570円	1,140円	1,710円	2,280円	2,850円	3,420円
	傷病共済掛金	一律 790円					
	合計掛金額	1,360円	1,930円	2,500円	3,070円	3,640円	4,210円
40～49歳まで	生命共済掛金	870円	1,740円	2,610円	3,480円	4,350円	5,220円
	傷病共済掛金	一律 880円					
	合計掛金額	1,750円	2,620円	3,490円	4,360円	5,230円	6,100円
50～59歳まで	生命共済掛金	1,340円	2,680円	4,020円	5,360円	6,700円	8,040円
	傷病共済掛金	一律 1,040円					
	合計掛金額	2,380円	3,720円	5,060円	6,400円	7,740円	9,080円
60～65歳まで	生命共済掛金	1,780円	3,560円	2口までの契約になります。			
	傷病共済掛金	一律 1,180円					
	合計掛金額	2,960円	4,740円				

※ 年齢を計算する基準日は、平成30年4月1日です。
 ※ 生命・傷病共済の掛金は、税制上、次の優遇措置を受けられます。
 生命共済…「一般生命保険料控除」の対象です。傷病共済…「介護医療保険料控除」の対象です。

共済期間と自動更新

契約概要

- 1 共済期間**
平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間
- 2 契約内容を変更しない場合**
自動的に更新されます。ただし、平成30年4月1日現在66歳以上の方は更新できません。
- 3 契約内容を変更する場合**
契約口数等、内容の変更を希望される方は、申込書を提出してください。特に、平成30年4月1日で60歳の方は、契約口数が2口以下に制限されますので、ご注意ください。
- 4 退職後の保障**
共済期間中に退職される方は、残りの期間(平成31年6月30日)までの共済掛金を一括払いすることで、共済期間終了まで保障が継続されます。

中途契約

契約概要

以下の方は、定期募集の期間外であっても中途契約をすることができます。ただし、既契約者の契約口数の変更はできません。中途契約の共済期間は平成31年6月30日までとなります。

- 1 生命・傷病共済未契約者**
 - 新たに職域の職員として採用され、警生協の組合員となった方
 - 婚姻、出産等により扶養親族又は2親等以内の親族が増えた方で、婚姻日、出産日から1年以内の方
 - 厚生課等が主催するライフサイクルプラン研修会、退職予定者説明会等の受講者で、受講した日から1か月以内の方
 - 外国勤務から帰国した方及び配偶者の外国勤務に同行休業し帰国・職務復帰した方で、帰国又は職務復帰の日から1か月以内の方
- 2 生命・傷病共済本人コース契約者**
 - 婚姻したときは、婚姻日から1年以内において本人・配偶者コースに変更できます。

共済金の請求

- 共済金の請求手続については、P45～46を参照してください。

入院共済金の支払に関する注意事項

- 組合員又は配偶者が新たに被共済者となる場合において、共済契約の申込日に、既に被共済者が傷病により入院中又は入院することが明らかな場合は、当該傷病についての入院共済金は支払対象外となります。
- 支払限度日数180日を計算するに当たっての入院日数は、入院した日(入院が、連続する二つの共済期間に及ぶときは新たな共済期間の初日)を初日として計算します。
- ケガの治療を目的に入院して退院した翌日から180日経過した後、そのケガを原因として再入院した場合は、病気による入院とみなします。
- 入院中に共済期間が満了し、定年退職、勧奨退職又は制限年齢により共済契約の更新ができない場合において、その共済期間満了後も引き続き同一の病気やケガにより入院しているときは、その共済期間満了後の入院は、共済期間満了前の入院とみなします。
- 医師又は歯科医師の指示により転院をし、転院前の入院と転院後の入院が連続しているときは、継続した1回の入院とみなします。
- それぞれ異なる病気やケガによる入院が重複した場合における入院は、これを一つの入院とみなします。
- 入院期間中に医師又は歯科医師の許可を得て外泊した場合は、その外泊した日数も入院日数とみなします。
- 定期健康診断や人間ドック等の健康管理を目的とした検査入院は入院共済金の支払対象外となります。ただし、人間ドック等の検査入院中に病気やケガが判明して医師の診断により入院を継続したときは、その病気やケガの治療を開始した日に入院したものとみなします。
- 医師の指示による検査入院は、投薬等の治療行為がない場合でも入院共済金の支払対象になります。
- 正常分娩による入院中に異常分娩(緊急帝王切開や吸引分娩など)になり、医師が治療行為を開始したときは、その治療開始日に入院したものとみなします。
- 介護保険法が適用される「介護療養病床」への入院は、支払対象外となります。



新火災共済

火災や落雷、台風、洪水、地震などのリスクに備え、大切なマイホームの万が一の損害を補償する新火災共済。最近では台風や記録的な豪雨による風水害、地震などの自然災害が増えているため、民間の火災保険の保険料は上昇傾向にあると言われています。警生協の新火災共済は、民間の火災保険よりも安い掛金水準で、充実した内容の補償を得られるのが特長です。



特長

① 地震等の補償が2つから選択できます

補償限度額が共済金額の「30%コース」と「20%コース」から選択できます。

② 災害等の補償が充実しました

補償限度額を共済金額の70%とし、損害時の支払額が大幅に充実しています。

③ 盗難も補償します

盗難補償を建物・動産契約に自動付帯させ、補償します。

④ 借家人賠償責任特約を動産契約に任意付帯できます

アパート・マンション・賃貸住宅などに居住する場合でも安心です。

⑤ 構造別掛金を導入しました

建物の構造別の火災、災害、地震等による罹災リスクの違いを掛金に反映させました。マンションは大幅に掛金が下がりました。

⑥ 建物の価格に合った再取得価額(=新価)で契約できます

建物の1㎡当たりの新築費単価を15万円から30万円の範囲で設定し、適切な再取得価額で契約できるようにしました。また、動産についても、再取得価額の選択幅があります。

補償内容

契約概要

共済期間中に火災、災害、地震等の共済事故が生じ、ご契約の建物や動産に損害が生じた場合に、所定の共済金をお支払します。基本となる4つの補償は、以下のとおりです。

火災等の補償内容／火災共済金の支払額

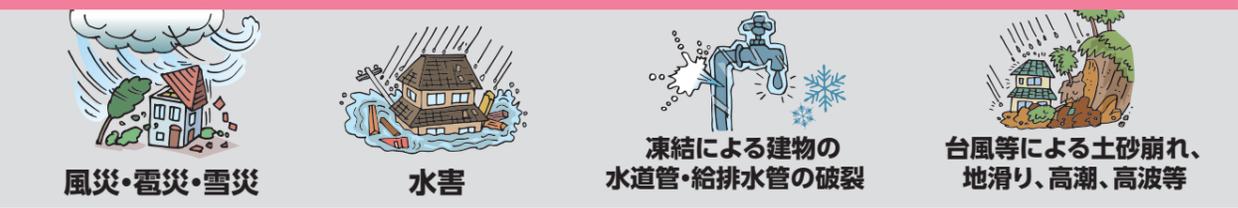


※地震や噴火に起因した火災は補償されません。地震共済金での補償となります。
 ※マンションの上層階に居住する者の住宅の溢水により生じた水漏れで、部屋や動産が水浸しになるなどの損害を受けたときに補償します。
 上層階に居住する者からの損害賠償にて損害額の補償が満たされなかった場合、差額をお支払します。ただし、自身が居住する建物の水漏れにより階下へ損害を及ぼしたときは、補償しません。

- 火災共済金の最高限度
 建物 **4,000万円** 動産(建物に収容されているもの) **2,000万円**
- 火災共済金の支払額
 支払額 = 損害額(支払額は共済金額の限度内です。)

※損害額において、建物の損害額がその建物の再取得価額の70%以上又は動産の損害額がその動産全体の再取得価額の80%以上のときは、共済金額を損害額とします。
 ※物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の5%が上限です。

災害等の補償内容／災害共済金の支払額



※建物外部に損傷がなく浸水原因が不明な「雨漏り損害」や雪による「すが漏れ」、凍害、開け放しの窓や戸からの雨風の「吹き込み損害」は、補償しません。
 ※床下浸水により建物自体に損害がない場合、漂流物の撤去、床下の清掃等の費用は補償しません。

- 災害共済金の最高限度
 建物 **2,800万円** 動産(建物に収容されているもの) **1,400万円**
- 災害共済金の支払額
 損害額÷再取得価額=損害率⇒認定の基準⇒支払率
 支払額=共済金額×認定の基準に応じた支払率(支払額は損害額が限度です。)

損害の程度	損害区分			共済金額に対する支払率
	建物	認定の基準 建物の浸水	動産	
全損	損害額が再取得価額の70%以上	1階天井まで達した場合	損害額が再取得価額の80%以上	70.0%
大規模半損	// 50%以上 70%未満	床上1m以上	// 60%以上 80%未満	36.0%
半損	// 40%以上 50%未満	床上30cm以上	// 50%以上 60%未満	18.0%
	// 20%以上 40%未満	床上以上	// 30%以上 50%未満	10.0%
一部損	// 15%以上 20%未満	/	// 20%以上 30%未満	6.0%
	// 10%以上 15%未満		// 10%以上 20%未満	3.6%
	// 5%以上 10%未満		// 5%以上 10%未満	2.4%
	// 5%未満		床上まで達しない	// 5%未満

※物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の1.4%が上限です。



1回の災害により災害共済金の支払総額が50億円を超えるおそれがある場合は、共済金を減額させていただくことがあります。
 過去の主な支払実績 H16 台風18号：約8億円 H26 雪害：約5億円

地震等の補償内容／地震共済金の支払額



1 地震共済金の最高限度

30%コース 建物 **1,200万円** 動産 **600万円** 20%コース(免責なし) 建物 **800万円** 動産 **400万円**

30%コース のご注意

30%コースは物置・車庫等を除く**建物100万円以上**又は**動産100万円以上の損害額が発生したときに補償対象**となります。
建物と動産の損害額を合わせて100万円以上ではありません。

2 地震共済金の支払額

損害額÷再取得価額=損害率⇒認定の基準⇒支払率

支払額=共済金額×認定の基準に応じたコース毎の支払率(支払額は損害額が限度です。)

損害の程度	損害区分				共済金額に対する支払率	
	建物		認定の基準		30%コース	20%コース
全損	損害額が再取得価額の70%以上		1階天井まで達した場合		30.0%	20.0%
大規模半損	//	50%以上 70%未満	床上1m以上		18.0%	12.0%
半損	//	20%以上 50%未満	床上以上		9.0%	6.0%
一部損	//	20%未満	床上まで達しない		1.8%	1.2%

※ 物置・車庫等の支払額は、30%コースは建物の共済金額の**0.6%**、20%コースは建物の共済金額の**0.4%**が上限です。

建物自体に損害がない場合、物置・車庫等のみの損害は補償しません。



1回の地震により地震共済金の支払総額が100億円を超えるおそれがある場合は、共済金を削減させていただくことがあります。
過去の主な支払実績 阪神・淡路大震災：約17億円 東日本大震災：約37億円 熊本地震：約14億円

盗難の補償内容／盗難共済金の支払額

被共済者が居住する建物内に収容されている被共済者が所有するものが、盗難又は当該盗難に起因して共済の目的物の損傷又は汚損の損害が生じた場合で、かつ被共済者が**警察署に被害届を提出し**、強盗・窃盗またはこれらの未遂として受理されたときに、盗難共済金をお支払します。

1 盗難による損害の補償対象となるもの

- 共済の目的物である動産(被共済者が居住する建物から持ち出した動産及び物置・車庫等に収容されている動産は対象外)
- 通貨・有価証券・印紙・切手
- 被共済者名義の預貯金証書(被共済者が盗取を知った後、直ちに預貯金の金融機関に被害届を提出し、かつ盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金の引出しがあった場合に限り。なお、金融機関で補償されたときは重複しての補償は受けられません。)
- その他上記に掲げるものに類するもの

2 盗難に起因して発生した損傷又は汚損の補償対象となるもの(建物及び動産)

- 建物(物置・車庫等は除く)
- 動産(被共済者が居住する建物内に収容されているもの)

3 盗難共済金の最高限度額

建物 **80万円** 動産 **40万円**

4 盗難共済金の支払額

盗難共済金の支払額は、共済金額の**2%**が上限です。(損害額が限度です。)
ただし、**通貨**等は動産の共済金額の**2%**を限度に**最高20万円**まで補償します。

留意事項

- ① 通貨・有価証券・印紙・切手その他これに類するものに係る損害は、1回の共済事故につき、20万円が限度です。
- ② 建物(建具、附属設備等、物置・車庫等)の盗難は、支払対象外です。
- ③ 貴金属、宝石、貴重品、書画、骨董、美術品、趣味に供する特殊な用品その他これらに類するもので、1個又は1組の価格が30万円以上のものについては、30万円とみなします。
- ④ 盗難に遭った品物は、再取得価額で評価します。
- ⑤ 盗難による残存物取片付費用、人事異動に伴い動産の一部を移転した場合の盗難は、支払対象外です。
- ⑥ 建物の外壁の外側に設置された建物の附属設備の盗難による損害は、支払対象外です。
- ⑦ 物置・車庫等の盗難による損害及び盗難に起因して発生したこれらの損傷又は汚損は、支払対象外です。
- ⑧ 自転車は屋内・屋外に関係なく盗難の支払対象外です。
- ⑨ 空家若しくは無人の建物又はこれらの建物に収容されている動産等の盗難によって生じた損害は、支払対象外です。
- ⑩ 盗難の発生した日以後60日以内に覚知すること(警察署に被害届を提出し受理されること)ができなかった盗難によって生じた損害は、支払対象外です。

その他の補償内容

契約概要

1 人事異動に伴い動産の一部を移転した場合の補償

- 人事異動により官舎や寮に居住することとなり、動産の一部を移動したが、「新火災共済契約変更等申込書(動産移動)」を出さないまま共済事故(盗難による共済事故は対象外)にあった場合、元の住所に契約していた動産の共済金額の**5%**を限度に補償します。支払額は各共済金の算出方法によります。
- 自己都合による転居や官舎・寮以外の一般の賃貸アパート・マンションへの引っ越し、家族全員での引っ越しの場合は、補償対象外です。

【補償例】



人事異動の際の動産移動の手続きを失念した場合にも、一定程度の補償はされますが、万が一の場合に十分な補償がされるよう、**住居の変更があった場合は、速やかに動産移動の手続きを行ってください。**

2 残存物取片付費用

残存物取片付費用とは、損害を受けた共済の目的物の残存物搬出及び廃材処分に要した費用です。残存物取片付費用は、1回の共済事故につき、共済の目的物の損害額に残存物取片付費用を足した損害額の**10%**を限度として損害額に含めます。ただし、盗難に伴い発生した残存物取片付費用については支払対象外です。

3 臨時費用

火災・災害・地震共済金(物置・車庫等に係る共済金を除く。)が100万円を超える場合は、共済金の支払額の**10%**に相当する額(上限は、火災共済金・災害共済金が200万円、30%コースの地震共済金は180万円、20%コースの地震共済金は120万円)を臨時費用として共済金に加えてお支払します。

4 共済金の内払

全焼、全滅失その他大きな損害の場合は、罹災後の立ち上がり資金のため、共済金の内払として、共済金の支払見込額の**15%**に相当する額(上限300万円)を簡易な手続により、速やかにお支払します。また、損害額の算定や共済金の支払等に時間を要すると判断される場合で組合が必要と認めたとときもお支払します。なお、内払をするのは、原則として、他の火災、災害等を補償する保険(共済)契約に加入していない場合に限り。なお、内払をするのは、原則として、他の火災、災害等を補償する保険(共済)契約に加入していない場合に限り。

5 損害防止費用

損害の発生及び拡大の防止に必要又は有益であった下記の費用は、損害額に含めます。

- 消火活動のために消費した消火薬剤等の取得費用
- 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用又は再取得費用
- 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に係る費用
ただし、人身事故に係る費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものは除きます。

6 損害額の算定費用

組合が必要と認めたと損害額の算定費用は、損害額に含めます。

共済金及び
臨時費用等の端数処理

共済金、残存物取片付費用、臨時費用、損害の防止費用及び損害額の算定費用の額を算出するに当たり、1円未満の端数が生じたときは、四捨五入します。



契約できるもの(共済の目的物)

契約概要

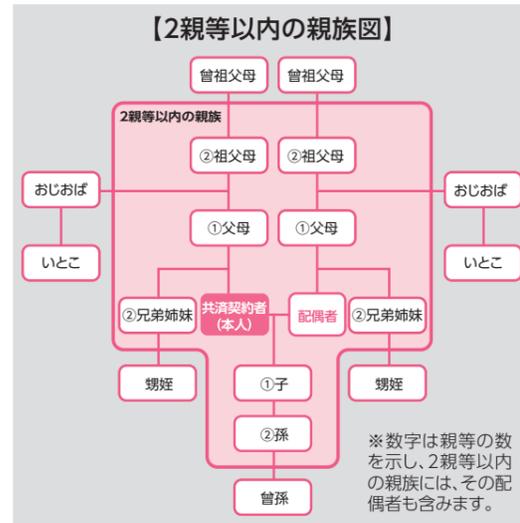
1 建物 建物一棟につき建物の共済金額の最高限度は4,000万円 (契約単位10万円)

(1) 建物

共済契約者、配偶者又は共済契約者と生計を一にする2親等以内の親族(以下「共済契約者の同一世帯の親族」という。)が所有する日本国内にある建物のうち、共済契約者、配偶者、共済契約者の同一世帯の親族又は共済契約者の2親等以内の親族(以下「2親等以内の親族等」という。)が居住する建物を共済の目的物とします。(右頁の契約可否のチェックシートでご確認ください。)

以下の部分が共済の目的物(建物)の範囲となります。

- 建物が店舗等との併用住宅の場合は、2親等以内の親族等が専ら居住する部分
 - 建物がマンションの場合は、2親等以内の親族等が居住する専有部分(マンションのベランダ、バルコニー等の共用部分は、補償の範囲外です。)
 - 2世帯住宅等の建物は、2親等以内の親族等が専ら居住する部分
 - 建物を共有している場合は、建物全体を共済の目的物とすることができます。建物を区分所有する場合は、区分所有の持分の部分
- ※ ベランダ、ウッドデッキ、テラス、サンルーム等建物に付加されているものは、建物に含まれます(マンションの共用部分を除く。)
- ※ 物置・車庫等で建物の外壁の内側に造られたものは建物に含まれます。



契約できない建物(共済の目的物の範囲外)

- 空家、別荘等、常時居住していない建物
- 賃貸アパート、貸家、借家、(貸)店舗、住宅兼事務所(店舗)の事務所(店舗)部分、貸部屋等営利を目的とした建物又は部屋
- 営利目的であるか否かを問わず、柔剣道場、稽古場、展示場等居住の目的でない建物
- 日本国外にある建物

(2) 建物に設置された建具や附属設備等

次のものは建物の範囲とします。

- 畳、建具(障子、雨戸、窓ガラス、サッシ)その他の建物の従物
- 電気設備、ガス設備、冷暖房設備・室外機(自然冷媒ヒートポンプ給湯器及び自家発電設備)その他これらに類する建物の附属設備(営業を目的とする附属設備は除く。)
- 建物に付加した設備、機能上分離できない附属の設備・装置

(3) 物置・車庫等

次の建物と同一敷地内にある物置・車庫等は建物の範囲(附属建物)とします。

- 物置は動産(家具、衣類その他日常生活を営むために必要な物資)の収容を目的にしたもので、四方が壁で囲まれ一棟の延床面積が66㎡未満のもの。スチール製簡易物置を含みます(居住用の建物を物置にすることはできません。)
- 車庫は車両(農機具を除く。)の収容を目的にしたもので、カーポートを含みます。ただし、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカー、蛇腹式(折りたたみ式)ゲートその他これらに類する物は含みません。

※ 物置・車庫等は、共済契約者等が居住する建物の外壁の外側に造られ、又は同一敷地内に別棟として建てられたもので、セメント等で柱の基礎工事がなされ、屋根は瓦、塩化ビニール製波板、金属板葺き等で覆われているものをいいます。



附属の設備・装置

アンテナ	アンテナに定着しているブースター及び配線を含む。共同アンテナは除く
井戸	生活用水として使用され、かつ建物と配管等で接続されているもの
インターホン	インターホンに限り、門に定着しているものを含む
オイルタンク	建物に付加して暖房設備と機能上分離できないもの
ソーラーパネル※	建物に定着し、発電容量が10kwh未満のもの
照明設備	建物に定着したもの
防犯カメラ	ただし、移動が可能なのは除く
物干	建物に定着したもの
立水柱	建物に定着したもの

※ 発電容量10kwh以上の屋根一体型太陽光発電設備の屋根機能部分に共済事故があった場合は、ソーラーパネルの損害ではなく、一般的に使用される屋根(スレート葺き等)に損害が生じたときとみなして補償します。

補償の対象とならない物置

- 1棟の延床面積が66㎡以上の物置
- 空家を物置として使用しているもの
- 農機具等の生産用機具を収納しているもの(納屋)

契約できない屋外設置物(共済の目的物の範囲外)

門、塀、垣根その他屋外に設置された工作物

2 動産 建物一棟につき動産の共済金額の最高限度は2,000万円 (契約単位10万円)

次の動産を共済の目的物とします。

- 共済契約者、配偶者又は共済契約者と同一世帯の親族が居住する建物に収容されている日常生活に使用する動産
- 共済の目的物である建物と同一敷地内にある物置・車庫等に収容されている日常生活に使用する動産。ただし、ベランダ、軒下、屋上、カーポート等屋外又は四方が壁に囲まれていない場所にある動産を除きます。
- 建物と動産との所有者が異なる場合で、当該建物に設置された居住者(被共済者)が所有する附属設備等(例)・電気設備(アンテナ、インターホン等)・ガス設備(給湯器、エコキュート)・冷暖房設備(エアコン、室外機)・スチール製簡易物置
* 建物の所有者が所有するものは目的物の範囲外です。
- 貴金属、宝石、貴重品、書画、骨董、美術品、趣味に供する特殊な用品その他これらに類するもので、1個又は1組の価格が30万円以上のものは、30万円とみなします。



契約できないもの(共済の目的物の範囲外)

- 空家、別荘等、常時居住していない建物に収容されているもの
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手(ただし、盗難共済金の補償の対象となります。)
- 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿
- 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、農機具等
- 商品、営業用備品・什器、原材料品及び生産設備
- 家畜、家禽、庭木、盆栽等の動植物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ、プログラム
- その他、前記に掲げるものに類するもの

契約可否のチェックシート

建物の所有者、居住される方によっては、ご契約できない場合があります。

		建物契約	動産契約
建物の所有はどなたですか?	共済契約者本人	○	○
	共済契約者の配偶者	○	○
	同一生計の2親等以内の親族※	○	×
	上記以外の人だけで住んでいる	×	×
誰がお住まいですか?	共済契約者本人	×	○
	共済契約者の配偶者や同一生計の2親等以内の親族※	×	○
	別生計者の2親等以内の親族	×	×
	上記以外の人だけで住んでいる	×	×

○は、契約可能です
×は、契約できません

※ 同一生計の2親等以内の親族とは

- ① 共済契約者又はその配偶者と同居している2親等以内の親族
- ② 共済契約者の所得税法上の控除対象扶養親族として認定されている2親等以内の親族

契約

契約概要



1 契約できる方(共済契約者)

年齢の基準日(平成30年7月1日)に在職する組合員。

2 補償を受けられる方(被共済者)

建物や動産を所有する共済契約者及び同一生計の2親等以内の親族(P19の「2親等以内の親族図」参照)。

3 締結の単位

- 建物と当該建物に収容されている動産についての共済契約者は、一人に限ります。
- 同一敷地内に居住する建物が複数ある場合には、建物ごとに共済契約を締結します。(P20「契約可否のチェックシート」参照)

4 契約の限度

- 再取得価額に相当する金額を限度に、共済契約を締結できます。
- 共済契約は、3契約を限度に締結することができます。

5 契約単位と最高限度額

- 共済契約の契約単位は、10万円となります。
- 建物一棟についての共済金額の最高限度は、4,000万円です。
- 同一の建物内に収容されている動産についての共済金額の最高限度は、2,000万円です。

共済期間と契約日

契約概要

1 共済期間

毎年7月1日午前0時から翌年6月30日午後12時までの1年間です。中途契約の場合は、中途契約の契約日から最初の6月30日までです。

※ 他の火災保険(共済)と補償開始・終了時刻が異なる場合がありますので、契約に際しては補償の空白時間が生じないようにご注意ください。

2 契約日(補償の開始)

組合が申込みを受け、その申込みを承諾した日以降、次のとおり補償が開始となります。

	申込の具体例	契約日(補償の開始)
定期募集 (四共済の 統合募集)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現職組合員向けの定期(統合)募集時(4月~5月)での新規・追加・変更申込 ● 家族数の変更等による定期(統合)募集、更新手続時の契約変更 ● 自動更新(7月1日) 	7月1日
中途契約 (随時)	<ul style="list-style-type: none"> ● 他保険(共済)からの切替え ● 住所変更、家族数の変更等による契約変更 	支部受付日の翌日 (申込者が指定する 場合は支部受付日の 翌日以降の指定日)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築(購入)物件の建物引渡日からの契約 ● 賃貸契約日からの借家人賠償責任特約の契約 	

3 契約の申込時期

毎年4月~5月の定期募集(四共済の統合募集)時に、お申込みいただけます。このほか新規契約及び契約内容の変更は、いつでもできます。ご希望の方は、警生協支部担当者にお申し出ください。

告知事項と告知義務違反による解除

注意喚起情報

契約申込書に記載された以下の事項は、契約に関する重要な事項(告知事項)となります。正確に記入してください。記入された内容と事実が異なる場合や告知事項について、故意又は重大な過失により事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、契約を解除します。その場合、共済金をお支払できないことがあります。

〈告知事項〉

- 共済の目的物の所在地
- 被共済者(建物の所有者)の氏名及び共済契約者となる者との関係
- 建物の居住者と共済契約者となる者との関係
- 世帯主の年齢と世帯の居住者数
- 建物の構造と延床面積
- 他の保険契約等の有無

通知事項と通知義務違反による解除

注意喚起情報

契約締結後、次のことに該当した場合は、速やかに警生協支部担当者まで連絡(通知)した上で所定の手続をとってください。通知や所定の手続を怠りますと、罹災した際に共済金を削減する場合や支払ができなくなる場合、契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

- 火災、災害、地震、盗難の事故が発生し、損害が生じたとき
- 告知事項(建物所有者、居住者、他の火災保険の契約有無等)の変更があるとき
- 建物の用途変更(自宅を貸家や店舗にした場合等)、建物の構造変更、改築、増築、解体、譲渡をするとき
- 建物の住居表示の変更、動産の所在地変更があったとき
※動産の所在地を変更(町名等変更を含みます。)したときは、「新火災共済契約変更等申込書」の提出が必要です。
- 転居による住所変更があったとき
※共済契約を締結していた建物から組合員が転居し、その建物に居住の家族と別生計となった場合、当該共済年度に限り契約を継続することができます。翌共済年度の契約は無効となりますのでご注意ください。
- 共済契約者又は承継者が死亡したとき
- 今まで居住し契約していた建物を30日以上継続して空家又は無人とするとき

人事異動等による空家の特例(建物/動産)

人事異動その他の組合の定めるやむを得ない事由により30日以上継続して空家又は無人とする建物及びその建物内に収容されている動産で、組合が定める期間内にあるものは、警生協支部担当者へ連絡し所定の手続をとれば、共済の目的物の範囲とすることができます。

ただし、空家の特例の適用範囲は、火災等、災害等、地震等の共済事故に適用し、盗難には適用されません。

共済契約者は、下表の「組合の定めるやむを得ない事由」のいずれかに該当し、居住できなくなった建物及び当該建物に収容されている動産を、引き続き共済の目的物として共済契約の継続を申請する際には、被共済者又はその親族等が当該建物の維持管理のための見回りを行う旨を約した申立書を組合に提出する必要があります。

組合の定めるやむを得ない事由	組合が定める期間
人事異動 (転勤、派遣、出向、海外勤務等)	転居を伴う人事異動により空家とすることを余儀なくされることとなった当該人事異動の期間※
長期にわたる旅行、ロングステイ、入院、介護施設等への入所等	空家となる日から1年間
建物を新築(購入)又は増改築し、共済契約を新たに申し込む予定であった場合の人事異動(転勤、派遣、出向、海外勤務等)	共済契約を締結した日から転居を伴う人事異動により空家とすることを余儀なくされることとなった当該人事異動の期間※
建物を新築(購入)又は増改築し、共済契約を新たに申し込む予定であった場合の長期にわたる旅行、ロングステイ、入院、介護施設等への入所等	共済契約を締結した日から1年間

※その後の人事異動の発令によっても共済契約の建物に居住できない場合には、その期間を更新した期間



共済掛金の額(年額)

契約概要

建物については、構造別の掛金となっており、以下のとおりです。契約の対象がどの構造に該当するかについてはP27~28をご覧ください。動産は、建物構造に関係なく一律です。借家人賠償責任特約は、動産契約とセットでの契約となります。

区分	建物構造	掛金(年額) (共済金額10万円当たり)
建物	木造	60円
	鉄骨・耐火構造	45円
	マンション構造	25円

区分	掛金(年額) (共済金額10万円当たり)
動産	55円
借家人賠償責任特約	16円

共済掛金の払込と払込期日

契約概要



1 共済掛金の払込

共済掛金は年払いです。平成30年7月の給料支給時に払い込んでいただきます。(中途契約の場合は、契約後、収納可能な直近の給与支給時に払い込んでいただきます。)

2 共済掛金の払込期日

- 共済掛金は、契約日の属する月の末日(払込期日)までに払い込んでください。
- 共済掛金が払い込まれる前に発生した共済事故は、共済掛金の払込みを確認した後に、共済金をお支払します。
- 共済掛金が、払込期日の翌日から起算して3か月を経過する日までに払い込まなかった場合、組合は当該共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することがあります。
- 火災等、災害等又は地震等により、共済掛金の払込みが困難であると認められた場合は、その払込みの期間を延長することがあります。

質権設定

- 質権の設定期間は、新火災共済の共済期間(1年更新)とは関係なく、住宅ローンの借入期間と同じ期間で設定することができます。
- 質権を設定する場合は、警生協支部担当者へお申し出ください。

質権設定とは

共済契約者が共済金を請求する権利を質権者(銀行等金融機関)に渡す行為をいいます。例えば、住宅ローンを利用して持ち家として建物を取得したときに、銀行等が当該建物に火災共済(保険)の契約を勧め、その火災共済(保険)金を請求する権利に質権を設定することがあります。

他の火災保険(共済)契約がある場合(重複契約)

同じ建物や動産に、警生協以外にも他社の火災保険(共済)契約を締結していることを重複契約といいます。重複契約をしていても、解約を求められることはありませんが、両社の保険金(共済金)合計額は、損害額を超えては支払われません。また、他の火災保険(共済)で損害額の全額が支払われた場合には、警生協からの共済金は、被共済者にお支払しません(警生協は、損害額を支払った保険(共済)会社に警生協の分担額を支払います。)

共済金を請求される場合には、保険証券等の契約内容がわかる書類の写しを提出していただくことになります。

超過保険

注意喚起情報

共済契約者又は被共済者が誤って再取得価額を超える共済契約を締結していた場合には、締結時に遡って超過部分の共済契約を取り消すことができます。

住宅金融支援機構を利用する場合

「フラット35」等の融資を利用する場合、住宅金融支援機構が定める要件にあった火災保険を契約することが条件となっておりますが、保険会社の指定はなく、警生協の新火災共済を利用することができます。ただし、借入れの対象となる敷地への抵当権設定等により利用できない場合がありますので、詳しくは融資先の金融機関にご確認ください。

共済金の請求

共済金の請求手続についてはP45~46を参照してください。

共済金額・共済掛金の算出方法

共済金額の限度は、再取得価額により決まります。再取得価額とは、現在の建物や動産と同程度のものを再建築又は取得、購入する際に必要な金額のことです。以下の方法により共済金額と共済掛金の算出をします。

ポイント

建物を契約する際には、万一の事故の際、十分な補償が受けられるよう「共済金額」は「再取得価額」と同じ額で設定してください。(ただし、共済金額は4,000万円が限度です。)

建物契約

$$\begin{aligned}
 & \text{延床面積} \text{ (m}^2\text{)} \times \text{m}^2\text{当たりの新築費単価 (15万円~30万円/1万円単位)} = \text{再取得価額 (万円)} \\
 & \text{再取得価額 (万円)} = \text{共済金額(契約する額) (万円)} \quad \leftarrow 4,000\text{万円以下} \\
 & \text{共済金額(契約する額) (万円)} \div 10\text{万円} \times \text{構造別掛金 (円)} = \text{建物の年間掛金 (円)} \\
 & \text{構造別掛金: 木造(60円)、鉄骨・耐火構造(45円)、マンション構造(25円)}
 \end{aligned}$$

ポイント

動産を少額で契約されている方は、この機会に「動産標準評価表」の範囲内で契約してください。

動産契約

$$\text{共済金額(契約する額) (万円)} \div 10\text{万円} \times \text{一律掛金(年額) (円)} = \text{動産の年間掛金 (円)}$$

共済金の支払額を決める損害率の算出基礎となる再取得価額は、以下のとおり設定されます。

- 共済金額を、動産標準評価表の上限額から下限額の範囲内で設定した場合：共済金額を再取得価額とします。
- 共済金額を、動産標準評価表の下限額より下回った金額で設定した場合：動産標準評価表に基づく基準額を再取得価額とします。

$$\text{建物の年間掛金 (円)} + \text{動産の年間掛金 (円)} = \text{あなたの年間掛金 (円)}$$

【動産標準評価表(再取得価額)】

世帯主の年齢	世帯の居住者数	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	上限額	260万円	650万円	910万円	1,040万円	1,170万円
	基準額	200万円	500万円	700万円	800万円	900万円
	下限額	140万円	350万円	490万円	560万円	630万円
30~39歳	上限額	390万円	1,040万円	1,300万円	1,430万円	1,560万円
	基準額	300万円	800万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	下限額	210万円	560万円	700万円	770万円	840万円
40~49歳	上限額	520万円	1,300万円	1,560万円	1,690万円	1,820万円
	基準額	400万円	1,000万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円
	下限額	280万円	700万円	840万円	910万円	980万円
50~54歳	上限額	650万円	1,430万円	1,690万円	1,820万円	1,950万円
	基準額	500万円	1,100万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
	下限額	350万円	770万円	910万円	980万円	1,050万円
55歳以上	上限額	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	基準額	600万円	1,200万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	下限額	420万円	840万円	980万円	1,050万円	1,120万円

【建物の構造別・所在地別 新築費単価表(参考)】

建物の構造	建物の所在地	建物の1㎡当たりの新築費単価
マンション構造	東京、神奈川	27万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	24万円
	その他の道県	21万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川、京都、大阪	24万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	21万円
	その他の道県	18万円
木造		

注1 年齢は平成30年7月1日現在を基準とします。

注2 「世帯主の年齢」とは、共済契約者の場合は共済契約者の年齢をいい、同一生計の親の場合は親の年齢をいいます。

注3 世帯の居住者数とは、契約する建物一棟毎に居住している被共済者の人数をいいます。

注4 寡夫(婦)の場合は、算出の基礎を2人家族とすることができます。

借家人賠償責任特約（任意付帯）



火災、破裂、爆発（不慮の人為的災害及び落雷を除く。）に起因した借戸室の損害賠償金を補償
原則として民間の賃貸住宅にお住まいの方が対象となります。

補償内容

被共済者が借し居住している借戸室を、被共済者の責に帰すべき「火災、破裂、爆発」（不慮の人為的災害及び落雷を除く。）で焼失又は損壊した場合で、その借戸室について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して借家人賠償責任共済金をお支払します。

※水漏れ損害や引越しの際の建物の損傷や子供が不注意で建物を損傷させた場合などは支払対象外です。

契約要件

次の①～③全てを満たす場合、**動産契約に付帯**して契約することができます。

- 借戸室に被共済者の共済の目的物である動産が収容されていること。
- 借戸室が、共済契約者又は被共済者の所有でないこと。
- 被共済者と借戸室の貸主の間で、賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。

共済金額

最低**500万円**から10万円単位で最高**2,000万円**まで契約できます。

借家人賠償責任共済金額等

借家人賠償責任共済金額の最高限度 **2,000万円**
借家人賠償責任共済金の支払額 **支払額 = 損害賠償金等（共済金額の限度内です。）**

借家人賠償責任共済金の補償範囲

借家人賠償責任共済金は、次に掲げる範囲とし、その額は1回の共済事故につき、借家人賠償責任共済金額を限度とします。

- 被共済者が借戸室について、その貸主に支払うべき損害賠償金
 - 判決により支払を命ぜられた訴訟費用（判決日までの遅延損害金を含む。）
 - 損害賠償金を支払うことにより、被共済者が代位取得する物がある場合は、その金額を差し引いた額
- 被共済者が損害の発生又は拡大の防止のために要した費用のうち、組合が必要又は有益であったと認められるもの及び損害額の算定に要した費用
- 損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬又は仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- 損害賠償責任の解決について、被共済者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

共済掛金

借家人賠償責任共済金額10万円当たり **年額16円**

共済期間

共済期間は、契約日から最初の6月30日（午後12時）までです。以後は7月1日（午前0時）を契約日として、1年単位で自動更新となります。賃貸期間の終了時点で契約は終了します（共済年度の途中で賃貸期間が終了した場合は解約の手続が必要です。）。

動産契約と借家人賠償責任特約の契約イメージ

賃貸借契約 H30年12月1日～H32年11月30日の場合

借家人賠償責任特約の契約日		借家人賠償責任特約の解約日	
H30 7/1	H31 7/1	H32 7/1	H33 7/1
12/1	12/1	11/30	
特約の自動更新		特約の自動更新	
自動更新		自動更新	
動産の共済契約	自動更新	自動更新	自動更新
動産の掛金払込 7月～6月（1年分）	借家人賠償責任 特約の掛金払込 12月～6月	動産+借家人賠償責任特約 の掛金振込 7月～6月（1年分）	左に同じ 借家人賠償責任特約 の解約返戻金 12月～6月

承継組合員制度

新火災共済では承継組合員制度を新設しました。

承継組合員制度とは共済契約者（組合員）が死亡された後、一定の条件に該当する方が、承継組合員となって**最長10年**を限度に、共済契約を継続することができる制度です。

1 承継組合員の資格（承継組合員となれる方）

- 死亡された共済契約者の**配偶者**又は**同一世帯の子**
- 配偶者と子のどちらでも承継組合員になることができ、優先順位はありません。ただし、承継組合員になることができる方は、**1人のみ、1回限り**です。配偶者が承継組合員になった場合は、その後、子が引き続き承継組合員になることはできません。

2 承継組合員が承継できる共済契約

- 共済契約者が死亡された共済年度
共済契約者が死亡された時に締結していた共済契約（複数契約可）
- 共済契約者が死亡された共済年度の翌年度以降
①の共済契約のうち、承継組合員が居住する住まいの建物契約と動産契約又は借家人賠償責任特約が付帯された動産契約（1共済契約のみ承継可能、複数契約は不可）
※ 共済契約者が死亡されたときに動産契約のみの場合、共済契約の継続はできません。

3 承継組合員が利用できる期間

共済契約者が死亡された日の翌日から10年を経過する日の属する共済年度の末日（6月30日）まで利用可能です。

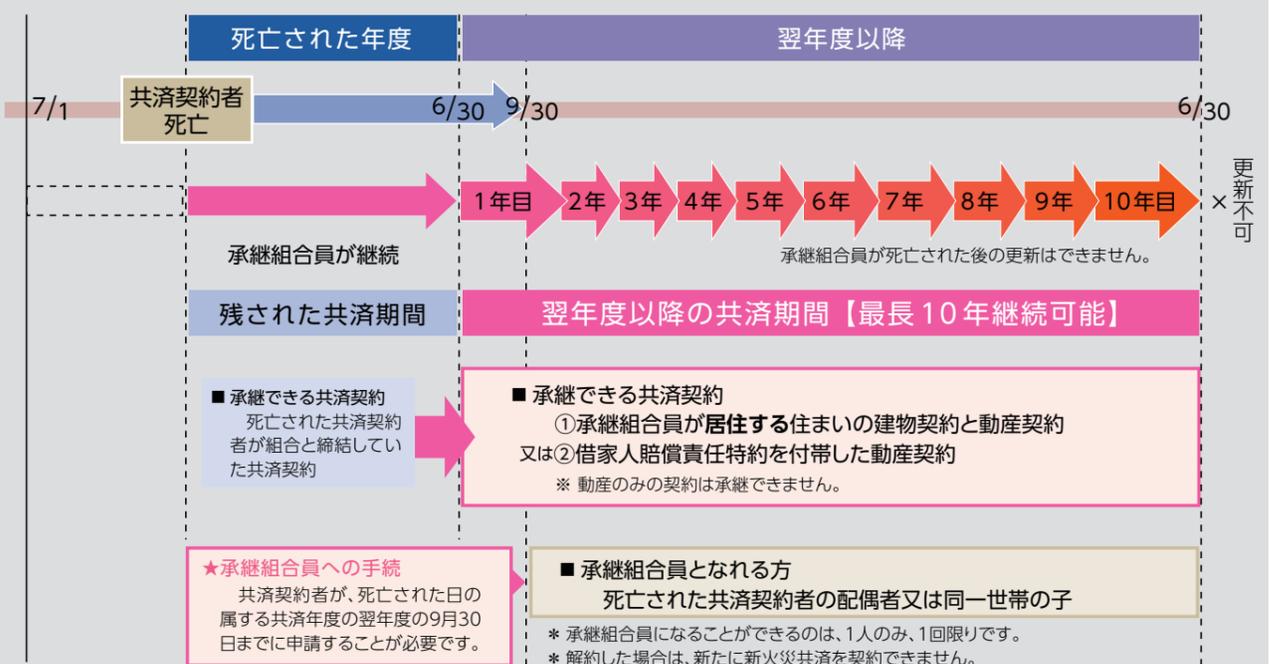
4 承継組合員への申請手続

共済契約者が死亡された翌日から申請手続を行うことができます。申請手続が6月30日を過ぎると、7月1日からの補償はなくなります。また、9月30日までに申請手続を行わないと承継組合員になることができませんのでご注意ください。手続等につきましては、警生協支部担当者へ速やかにお申し出ください。



制度の仕組

承継組合員制度は平成30年7月1日以降に死亡された共済契約者から適用されます。



建物の構造確認ガイド

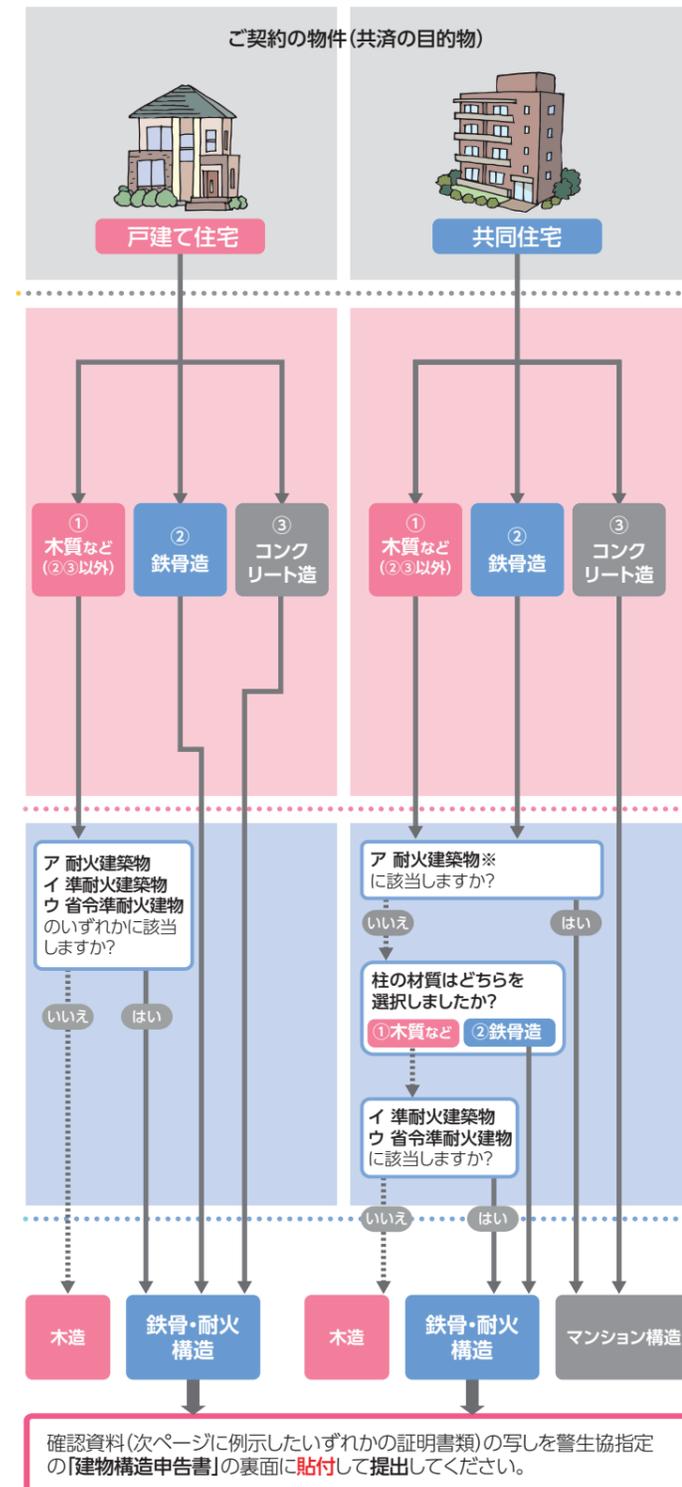
今回の統合募集で初めて新火災共済の建物契約を申し込まれる場合は必ずご確認ください。

建物構造が鉄骨・耐火構造に該当する場合には、速やかに警生協支部担当者へお申し出ください。建物構造申告書をお送りしますので所要事項をご記入の上、確認資料(証明書類)の写しのご提出をお願いします。

■ 建物の構造確認について

建物を契約される方は、その構造によって払込みいただく共済掛金が異なりますので契約する建物の構造を、以下の手順でご確認ください。

建物の構造の確認フロー



STEP 1 建物の形態の確認

建物が「戸建て住宅」か「共同住宅」かご確認ください。

戸建て住宅とは、
共同住宅以外の住宅。

共同住宅とは、
1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室(1世帯の生活単位として仕切られた区分登記されているもの)が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるもの。

STEP 2 柱の材質の確認

柱の材質を「課税明細書(固定資産税・都市計画税)」などで、ご確認ください。

- 木質など**とは
②③以外の材質の柱で組み立てた建物。柱がない枠組壁工法建物(2x4建物)を含む。
- 鉄骨造**とは、
全ての柱(付け柱、飾り柱除く)を鉄骨(CFTを含む)または鋼材を用いて組み立てた建物。鉄骨をプレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。
- コンクリート造**とは、
全ての柱(付け柱、飾り柱除く)をコンクリートで造った建物。鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造・れんが造・石造もコンクリート造。

STEP 3 耐火基準の確認

柱の材質が「木質など」であっても建物が耐火基準を満たし、鉄骨・耐火構造と判定できる場合があります。「建築確認申請書」などに以下のアイウの名称の記載がないか、ご確認ください。

- 耐火基準を満たしている建物には以下のものがあります。
- **耐火建築物**(建築基準法第2条第9号の2)
 - **準耐火建築物**(建築基準法第2条第9号の3)
 - **省令準耐火建物**

※昭和35年以降に建築された地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である場合は、耐火建築物に該当します。

判定結果 | 建物の構造区分

契約申込書の「建物契約」欄の「建物の構造」に該当するものに○をつけてください。

判定結果が、**鉄骨・耐火構造**に該当する場合、確認資料(証明書類)の写しを警生協指定の「建物構造申告書」の裏面に貼付して提出してください。

各ステップの解説

建物の形態は、建物内部で行き来のできる二世帯住宅は、戸建て住宅。区分登記されている建物内部で行き来のできない二世帯住宅は、共同住宅となります。



柱の材質は、**課税明細書(固定資産税・都市計画税)**などの確認資料(証明書類)の**構造欄**に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの名称で記載がありますのでご確認ください。

【材質の確認資料(証明書類)】

- **課税明細書(固定資産税・都市計画税)**:【構造】欄
 - **建築確認申請書:第四面【4. 構造】欄**
(建築基準法第6条第1、2号に基づくもの。以下同じ)
 - 検査済証(中間検査合格証)
 - 登記事項証明書
 - 重要事項説明書
 - 土地建物売買契約書
- いずれかの書類(コピー)を提出してください。

材質など	構造(略称)	
	鉄骨造	コンクリート造
・木造 ・木骨石造 ・木骨れんが造	・鉄骨造(S) ・軽量鉄骨造(LGS)	・コンクリートブロック造(CB) ・鉄筋コンクリート造(RC) ・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) ・れんが造(レンガ) ・石造(レンガ)

()内の(S)(SRC)(レンガ)などの略称で記載されている場合もあります。

課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄

土地の所在	登記地目	登記地積	部	部	固定資産税標準額	都市計画税標準額	本年課税額	前年度課税額
北千代三丁目396番地1	10000	396-1-10	平9年	鉄骨造	3	0		

建築確認申請書第四面【4. 構造】

【4. 構造】	鉄骨造	一部	造
---------	-----	----	---

※ 「木造一部鉄骨造」のように複数の材質が表記されている場合は、耐火性能の低い材質の判定となります。

耐火基準は、家を購入(新築)した際の一件書類の中にある**建築確認申請書**などの確認資料(証明書類)に記載されていますのでご確認ください。**赤枠内**のいずれかの項目にチェック等があれば、鉄骨・耐火構造となります。

【耐火建築物、準耐火建築物の確認資料(証明書類)】

- **建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄**
- 他保険(共済)が発行した証書等
- **省令準耐火建物の確認資料(証明書類)**
- 独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の特約火災保険の証券、ご契約カード、領収書等
- 建築確認申請書
- 設計仕様書
- 設計図書

建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄

【5. 耐火建築物】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ-1)	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ-2)	<input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ-1)
	<input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ-2)	<input type="checkbox"/> 耐火構造建築物	<input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物	

確認資料(証明書類)がない場合

耐火基準に関する確認資料(証明書類)が見つからない場合は、警生協指定の「建物構造申告書」の下半分にある「建物構造証明書欄」に施工者、ハウスメーカー等から耐火基準に合致した建物であることを証明を受け、提出してください。

上記の確認資料(証明書類)が揃わない場合は、「建物の構造」欄の「1木造」に○をつけて提出し、確認資料(証明書類)が揃い次第、ご連絡ください。
なお、建物構造の違いによる掛金変更が生じた場合は、遡って掛金の差額を返還又は請求します。

新長期生命 80



警生協では退職後から80歳までの入院等を保障する

「新長期生命80」をご用意しています。

退職後は年齢制限、既往症などの条件で一般の医療保険などに入れない、
又は加入できても手厚い保障が受けられるとは限りません。

民間の保険料は、年齢を追うごとに高額となり、

退職後の家計を圧迫しかねません。

安価で大きな保障が得られる警生協の「新長期生命80」で

退職後の“安心”について考えてみませんか？

特長

① 現職中は月々の掛金の負担なし

現職中は月々の掛金を払い込む必要はなく、生命・傷病共済と
新火災共済の割戻金(配当金)が掛金として振り替えられます。

② 掛金の安さ

退職時に積立金が不足する場合は、退職手当等により
一括で払い込んでいただけます。

A型本人のみの契約なら退職後から

80歳までの入院保障(日額5,000円)の掛金は、
54万7,700円です。(月額換算すると約2,300円)

③ 80歳以前に 亡くなられた場合は 保障原資額の残高を返金

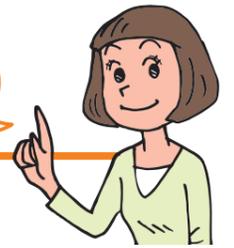
入院保障のためにお預かりしている掛金のうち、
死亡時点における積立金残高を返金します。(P33参照)



保障内容

契約概要

現職中(積立期間)は、
不慮の事故による
災害死亡保障がついています。



■ 退職後から80歳までの入院保障等、積立期間中の災害死亡等100万円

契約の型

- A型 ⇒ 退職後80歳までの入院を保障します。
積立期間中に災害死亡の場合は共済掛金積立金+共済金100万円、災害重度障害になられた場合は共済金100万円をお支払します。
- B型 ⇒ A型の保障に加え、退職後70歳までの死亡共済金・重度障害共済金又は、70歳のときに生存共済金をお支払します。

コース

- 本人コース ⇒ 共済契約者が被共済者です。
- 本人・配偶者コース ⇒ 共済契約者及び配偶者が被共済者です。

入院日額

5,000円、7,000円又は10,000円から選択できます。



夫婦共に組合員の場合は、本人・配偶者コースでの契約はできません。それぞれ本人コースに契約してください。
また、平成22年3月31日以降50歳以上で退職した元組合員が配偶者の場合、本人・配偶者コースへの新規契約
や本人コースから本人・配偶者コースへの変更契約はできません。

	共済金等名	支払事由等	共済金等の額
積立期間(現職中)	災害死亡共済金	共済契約者が契約日以後の災害により、その災害の当日から180日以内に死亡したとき。	災害発生時における 共済掛金積立金(注1)の額に、 100万円を加えた額 をお支払します。
	災害重度障害共済金	共済契約者が契約日以後の災害により、その災害の当日から180日以内に重度障害の状態になったとき。	100万円 をお支払します。 共済金が支払われた場合でも、 A型のみでの契約を継続することができます。
	死亡給付金	共済契約者が災害以外の原因で死亡したとき。	死亡した日における 共済掛金積立金(注1)の額 をお支払します。

- ※ 積立期間中の保障は、契約者のみです。配偶者は対象にはなりません。
- ※ 災害とは急激で偶発的な外来の事故をいいます。

保障期間(退職後)	A型・B型共通の保障内容	80歳まで(注4)		B型のみ(注4)		
		70歳まで(注4)	70歳のとき(注4)	70歳まで(注4)	70歳のとき(注4)	
A型・B型共通の保障内容	80歳まで(注4)	入院共済金	共済契約者が80歳になった日の直後の契約 応当日(注2)の前日までに被共済者が 病気で5日以上 又は ケガで1日以上 継続して入院したとき。 P33入院共済金の支払に関する注意事項を参照してください。	入院初日から1日につき、 ご契約の入院共済金日額 5,000円、7,000円 又は 10,000円 をお支払します。 入院共済金は、病気又はケガそれぞれ 1回の入院では120日分まで、 通算では1,095日分を限度とします。	死亡給付金	共済契約者が80歳契約満了以前に被共済者が死亡したとき。 被共済者の死亡時点における 入院保障部分の積立金残高を返金 します。
		死亡共済金・ 重度障害共済金(注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約 応当日(注2)の前日までに、被共済者が死亡又は 重度障害の状態になったとき。	100万円 をお支払します。 重度障害共済金が支払われた場合は、 B型からA型に変更して契約を 継続することができます。	生存共済金(注3)	共済契約者が70歳になった日の直後の契約 応当日(注2)に被共済者が生存しているとき。 100万円 をお支払します。 本人・配偶者コースにご契約の場合は、 配偶者分として同額をお支払します。

- 注1 共済掛金積立金とは、共済掛金のうち将来の共済金等の支払に充てる部分に予定利率による利子相当分を加えた額を積み立てたお金です。
- 注2 契約応当日とは、保障を開始した日(退職した月の翌月1日)に対応する月日です。
例 平成31年3月末日に60歳で定年退職する方は、平成31年4月1日が保障開始日となり、70歳契約応当日は平成41年4月1日、80歳契約応当日は平成51年4月1日となります。
- 注3 死亡共済金(重度障害共済金を含みます。)・生存共済金は、お一人につきいずれか一方のみを1回限りお支払します。
- 注4 共済金を受け取ることができる年齢と保障期間の基準となる年齢は、配偶者についても、共済契約者本人の年齢が基準となります。本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を継続された場合も、契約者が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。

新長期生命80の仕組み

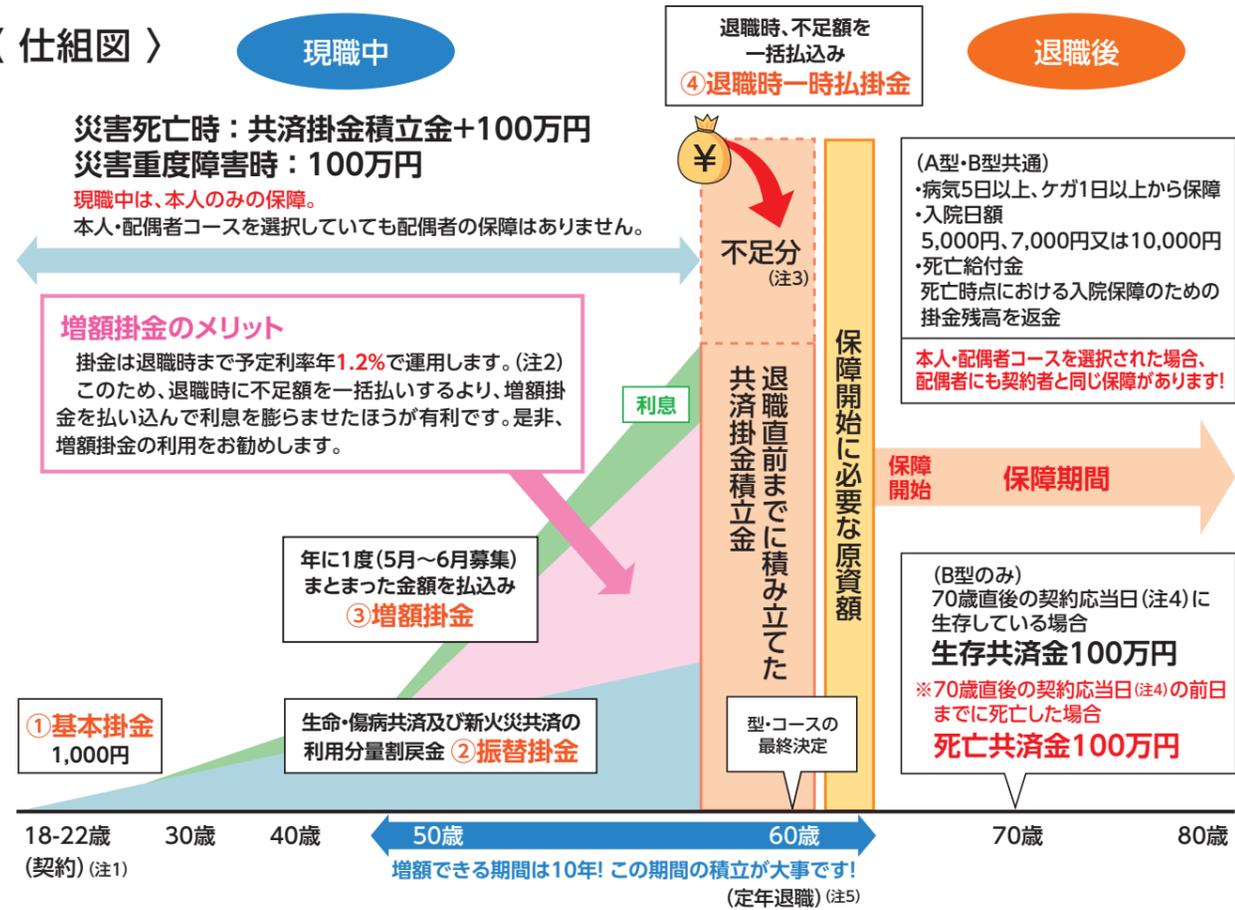
契約概要

月々の給与から掛金を払い込むのではなく、生命・傷病共済及び新火災共済の割戻金(配当金)を掛金として振り替えるため、現職中無理なく掛金を積み立て、これを退職後、80歳までの入院保障等の原資に充てるという**民間の保険会社にはない極めてユニークな仕組みの共済事業**です。50歳からは、増額掛金の払込みが可能となり、定年等退職時に保障開始に必要な残りの掛金を一括で払い込み、保障がスタートします。

- ① **基本掛金**
年額1,000円(新規契約時、生命・傷病共済若しくは新火災共済が未契約、又は生命・傷病若しくは新火災共済の割戻金が1,000円に満たない場合のみ必要となります。)
- ② **振替掛金**
毎年、新長期生命80の掛金として振り替えられる生命・傷病共済及び新火災共済の利用分量割戻金のことです。
- ③ **増額掛金**
50歳以上の契約者で、掛金積立額が、保障開始に必要な原資額(P32参照)に達しないと見込まれる場合、年に1回(5月～6月募集)払込みできる掛金のことです(対象者にはハガキで通知します。)
- ④ **退職時一時払掛金**
掛金積立額が、保障開始に必要な原資額(P32参照)に満たない場合、退職手当等で払い込んでいただく不足額のことです。

※ 掛金は「一般生命保険料控除」の対象です。

〈仕組み〉



注1 契約後、一定期間内に解約した場合は元本割れとなりますのでご注意ください。
注2 予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、変更することがあります。

注3 保障開始に必要な原資額を超過している場合は、超過分を返金します。
注4 契約応当日とは、保障を開始した日(退職した月の翌月1日)に対応する月日を指します。
注5 60歳になった日以後の最初の3月末日を超えて職域に勤務する場合は、当該3月末日の翌月1日から保障開始となります。

契約

契約概要

- 1 **契約できる方**
 - 平成30年7月1日現在で在職する60歳未満の組合員
 - 平成30年7月1日現在で在職する昭和33年4月2日から昭和33年7月1日生まれの組合員
- 2 **健康状態の告知**
 - 新規契約者(本人コースから本人・配偶者コースへの変更を含む)及び入院共済金日額の増額変更者は、健康状態の告知が必要となります。詳しくは、P43の「告知事項と契約制限」を参照してください。
- 3 **契約のご注意**
 - 共済契約の申込みは、所属する警生協支部が定める定期募集の期間内に申込みください。
 - 退職時に新規契約することはできませんので、この募集時にご契約ください。

中途契約

新たに職域の職員として採用され、警生協の組合員となった方は、定期募集の期間外(共済期間の中途)であっても契約することができます。



保障開始に必要な原資(掛金)額

A型 80歳までの入院保障に必要な原資(掛金)額
～60歳から80歳までの入院保障の掛金は月額換算で約2,300円!!(本人コース入院日額5,000円の場合)～

(単位:円)

コース	入院共済金日額		A型 保障必要原資額(保障開始時の年齢)										
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
本人	5,000円		547,700	555,200	562,700	570,100	577,400	584,600	589,200	593,800	598,300	602,700	607,100
	7,000円		766,700	777,300	787,800	798,100	808,300	818,400	824,900	831,300	837,600	843,800	849,900
	10,000円		1,095,300	1,110,400	1,125,400	1,140,200	1,154,800	1,169,200	1,178,400	1,187,500	1,196,500	1,205,400	1,214,200
本人・配偶者	5,000円	5,000円	1,012,900	1,028,900	1,044,800	1,058,100	1,071,100	1,084,000	1,094,200	1,104,300	1,112,500	1,120,600	1,128,600
	7,000円	5,000円	1,231,900	1,251,000	1,269,900	1,286,100	1,302,000	1,317,800	1,329,900	1,341,800	1,351,800	1,361,700	1,371,400
	7,000円	7,000円	1,417,900	1,440,500	1,462,800	1,481,200	1,499,500	1,517,500	1,531,900	1,546,100	1,557,500	1,568,800	1,579,900
	10,000円	5,000円	1,560,500	1,584,100	1,607,500	1,628,200	1,648,500	1,668,600	1,683,400	1,698,000	1,710,700	1,723,300	1,735,700
	10,000円	7,000円	1,746,500	1,773,600	1,800,400	1,823,300	1,846,000	1,868,300	1,885,400	1,902,300	1,916,400	1,930,400	1,944,200
	10,000円	10,000円	2,025,600	2,057,800	2,089,700	2,116,100	2,142,200	2,168,000	2,188,400	2,208,600	2,225,000	2,241,100	2,257,100

B型 A型の保障に加え、70歳までの死亡保障・生存保障に必要な原資(掛金)額
～100万円は必ず戻ってくる! 本人・配偶者コースは200万円～

(単位:円)

コース	入院共済金日額		B型 保障必要原資額(保障開始時の年齢)										
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳	54歳	53歳	52歳	51歳	50歳
本人	5,000円		1,457,600	1,457,200	1,456,900	1,456,500	1,456,200	1,455,900	1,453,000	1,450,200	1,447,300	1,444,500	1,441,600
	7,000円		1,676,600	1,679,300	1,681,900	1,684,600	1,687,200	1,689,800	1,688,700	1,687,700	1,686,600	1,685,500	1,684,400
	10,000円		2,005,200	2,012,400	2,019,600	2,026,600	2,033,600	2,040,500	2,042,300	2,043,900	2,045,600	2,047,200	2,048,700
本人・配偶者	5,000円	5,000円	2,827,700	2,827,200	2,826,800	2,823,900	2,821,000	2,818,200	2,812,900	2,807,600	2,800,500	2,793,600	2,786,500
	7,000円	5,000円	3,046,700	3,049,300	3,051,800	3,052,000	3,052,000	3,052,100	3,048,600	3,045,100	3,039,800	3,034,600	3,029,300
	7,000円	7,000円	3,232,700	3,238,800	3,244,700	3,247,200	3,249,500	3,251,900	3,250,600	3,249,400	3,245,500	3,241,700	3,237,900
	10,000円	5,000円	3,375,300	3,382,400	3,389,500	3,394,000	3,398,400	3,402,800	3,402,200	3,401,300	3,398,800	3,396,300	3,393,600
	10,000円	7,000円	3,561,300	3,571,900	3,582,400	3,589,200	3,595,900	3,602,600	3,604,200	3,605,600	3,604,500	3,603,400	3,602,200
	10,000円	10,000円	3,840,400	3,856,100	3,871,700	3,881,900	3,892,200	3,902,200	3,907,200	3,911,900	3,913,100	3,914,100	3,915,100

※ 必要な原資(掛金)額は予定利率年1.2%で計算したもので、金利情勢により将来変更することがあります。

50歳未満で退職する場合は、解約となり以後の保障は受けられません。その時点での積立金残高をお返します。

死亡給付金・解約返戻金の概算金額(退職後)

保障開始後、80歳の契約満了以前に亡くなられた場合又は解約された場合、入院保障のためにお預かりしている掛金のうち、死亡時点又は解約時点における積立金残高を返金します。

(例) A型本人コース、入院共済金日額5,000円を選択された方が70歳で亡くなられた場合、60歳保障開始時点の保障必要原資額(547,700円)の約68%(377,700円)が死亡給付金として戻ります。

死亡の場合 (単位:円)

年齢	コース	A 型						B 型					
		本人分			配偶者分			本人分			配偶者分		
		5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円
60		547,700	766,700	1,095,300	465,200	651,200	930,300	1,547,700	1,766,700	2,095,300	1,465,200	1,651,200	1,930,300
65		476,800	667,500	953,600	408,400	571,800	816,900	1,476,800	1,667,500	1,953,600	1,408,400	1,571,800	1,816,900
70		377,700	528,800	755,400	319,600	447,500	639,300	377,700	528,800	755,400	319,600	447,500	639,300
75		219,400	307,200	438,800	190,000	266,000	380,000	219,400	307,200	438,800	190,000	266,000	380,000
80		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

B型の60歳及び65歳の金額には死亡共済金100万円が含まれます。

解約の場合 (単位:円)

年齢	コース	A 型						B 型					
		本人分			配偶者分			本人分			配偶者分		
		5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円
60		547,700	766,700	1,095,300	465,200	651,200	930,300	1,457,600	1,676,600	2,005,200	1,370,100	1,556,100	1,835,200
65		476,800	667,500	953,600	408,400	571,800	816,900	1,428,700	1,619,400	1,905,500	1,358,700	1,522,000	1,767,100
70		377,700	528,800	755,400	319,600	447,500	639,300	377,700	528,800	755,400	319,600	447,500	639,300
75		219,400	307,200	438,800	190,000	266,000	380,000	219,400	307,200	438,800	190,000	266,000	380,000
80		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 年齢は、契約応当日(退職した月の翌月1日)における契約者本人の年齢をいいます。金額は、各年齢の契約応当日における金額をいい、各年齢の契約応当日から死亡又は解約月までの経過月数分が減少します。

※ 本人・配偶者コースの解約返戻金は、本人分と配偶者分を合算した金額が支払われます。ただし、離婚の場合は、配偶者分のみ解約となります。**なお、保障開始後、離婚による場合は、配偶者分のみ解約はできません。**

共済金等の請求

共済金等の請求手続については、P45~46を参照してください。

入院共済金の支払に関する注意事項(保障開始後)

- 最初の入院は、病気で継続して5日以上入院日数を必要としますが、最初の入院の退院日の翌日から180日以内の再入院は、病気の種類に関係なく1回の入院とみなし、1日以上入院でも初回入院日数と合わせて120日を限度に入院共済金をお支払します。なお、再入院の日数の計算は、病気とケガを合わせて計算するのではなく、それぞれで行います。
- 保障期間中に入院し、保障期間満了後も継続して入院している場合には、満了後の退院日までの入院日数分を保障期間中の入院日数と通算して120日分を限度にお支払します。
- 1回の入院共済金支払限度日数である120日を超えて継続して入院をしている場合は、その120日に到達した日の翌日から起算して180日を経過した日から、その入院は新たな入院とみなし、お支払対象となります。
- ケガ又は病気の治療を目的として入院し、その病院を退院した日と同日又は翌日に別の病院に入院した場合は、これらの入院を継続した入院とみなします。
- ケガの治療を目的に入院して退院した翌日から180日経過した後、そのケガを原因として再入院した場合は、病気による入院とみなします。
- 入院期間中に医師又は歯科医師の許可を得て外泊した場合は、その外泊した日数も入院日数とみなします。
- 保障開始日前から入院し、保障開始日以後、ケガで1日以上、病気で5日以上継続して入院した場合には、保障開始日以後の入院日数に係る入院共済金をお支払します。
- 契約日前に生じたケガ又は病気による入院は、入院共済金の支払対象となりません。
ただし、契約日前に生じたケガ又は病気により、契約日から2年以上経過後に入院したときは、その入院は契約日以後に生じたケガ又は病気による入院とみなします。
- 定期健康診断や人間ドック等の健康管理を目的とした検査入院は入院共済金の支払対象外となります。ただし、人間ドック等の検査入院中に病気又はケガが判明して医師の診断により入院を継続したときは、その病気又はケガの治療を開始した日に入院したものとみなします。
- 医師の指示による検査入院は、投薬等の治療行為がない場合でも入院共済金の支払対象となります。
- 介護保険法が適用される「介護療養病床」への入院は、支払対象外となります。

P42~44の「契約概要と注意喚起情報」を必ずご一読ください。

終身生命共済

現職中だけでなく、
「退職後の万が一の保障をしっかりとしたい」という方にお勧めしたいのが「終身生命共済」です。
退職後、一生涯の死亡又は重度障害を保障します。
現職中に契約し、ライフサイクルプランに併せて掛金の増減なども可能です。
現職中は災害死亡保障が付いています。

退職後の大きな
安心を計画的に
準備できるね。

特長

① 掛金は毎月最低 1,000円から積立可能

募集時に年1回、掛金の見直しができるので、家計に合わせた無理のない積立てができます。

② 現職中は災害死亡保障付き

退職後の死亡保障はもちろん、現職中は災害死亡時に1口につき20万円をお支払します。掛金1,000円でも、5口の加入で100万円の災害死亡共済金をお支払します。

保障内容

■ 退職後から終身の死亡保障、積立・据置期間中の災害死亡等1口20万円

契約の型

- 1型 ⇒ 退職後一生涯の死亡又は重度障害を保障します。
積立・据置期間中に災害死亡又は災害重度障害の場合は1口につき20万円(最高5口100万円)をお支払します。
- 2型 ⇒ 1型の保障に加え、70歳から90歳まで5年ごとに長寿祝金共済金をお支払します。

コース

- 本人コース ⇒ 共済契約者が被共済者です。
- 本人・配偶者コース ⇒ 共済契約者及び配偶者が被共済者です。

口数(共済金額)

1口(100万円)、3口(300万円)、5口(500万円)から選択できます。

- 積立期間** ⇒ 契約日から退職まで、保障に必要な掛金額(保障必要原資額)を積み立てる期間のことです。
- 据置期間** ⇒ 50歳以上55歳未満で退職し、55歳から保障を受けることを希望した場合に、保障開始時まで保障必要原資額を据え置く期間のことです。
- 保障期間** ⇒ 55歳以上で退職した場合は積立期間満了日の属する月の翌月1日から、50歳以上55歳未満で退職した場合は55歳になった日の属する月の翌月1日から始まり、共済契約者が死亡又は重度障害の状態になったときに終了します。なお、60歳になった日以後の最初の3月末日を超えて職域に勤務する場合は、当該3月末日の翌月1日から保障開始となります。

! 夫婦共に組合員の場合は、本人・配偶者コースでの契約はできません。それぞれ本人コースに契約してください。また、平成22年3月31日以降50歳以上で退職した元組合員が配偶者の場合、本人・配偶者コースへの新規契約や本人コースから本人・配偶者コースへの変更契約はできません。

	共済金等名	支払事由等	共済金等の額
積立・据置期間	災害死亡共済金 災害重度障害共済金	共済契約者が契約日以後の災害により、その災害の日から180日以内に死亡又は重度障害の状態になったとき。	災害発生時における 共済掛金積立金 (注)の額に1口につき 20万円 (最高5口 100万円)を加えた額をお支払します。
	死亡給付金 重度障害給付金	共済契約者が災害以外の原因で死亡又は重度障害の状態になったとき。	死亡又は重度障害の状態になったとき 共済掛金積立金の額 をお支払します。

- ※ 積立・据置期間中の保障は、契約者のみです。配偶者は対象になりません。
- ※ 災害重度障害共済金、重度障害給付金をお支払した場合、共済契約は消滅します。
- ※ 災害とは、急激で偶発的な外来の事故をいいます。
- 注 共済掛金積立金とは、共済掛金のうち将来の共済金等の支払に充てる部分に予定利率による子利相当分を加えた額を積み立てたお金です。

保障期間	保障内容	1型 2型共通	2型のみ
		死亡共済金 重度障害共済金	被共済者が死亡又は重度障害の状態になったとき。
	長寿祝金共済金	● 共済契約者に係る長寿祝金共済金 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度 ● 配偶者に係る長寿祝金共済金 共済契約者の年齢が70歳、75歳、80歳、85歳又は90歳に達した都度に配偶者が生存している場合 ※本人・配偶者コースの本人が死亡して配偶者が契約を継続された場合も、本人が生存しているものと仮定した年齢が基準となります。	口数に関係なく、それぞれの生存時に 70歳 20万円 75歳 20万円 80歳 30万円 85歳 30万円 90歳 50万円 をお支払します。 本人・配偶者コースにご契約の場合は配偶者分として同額をお支払します。

- ※ 重度障害共済金をお支払した場合、共済契約は消滅します。
- ※ 本人・配偶者コースの配偶者の長寿祝金共済金は、配偶者の年齢に関係なく、契約者がそれぞれの支払事由となる年齢に達したときに本人分と同額をお支払します。



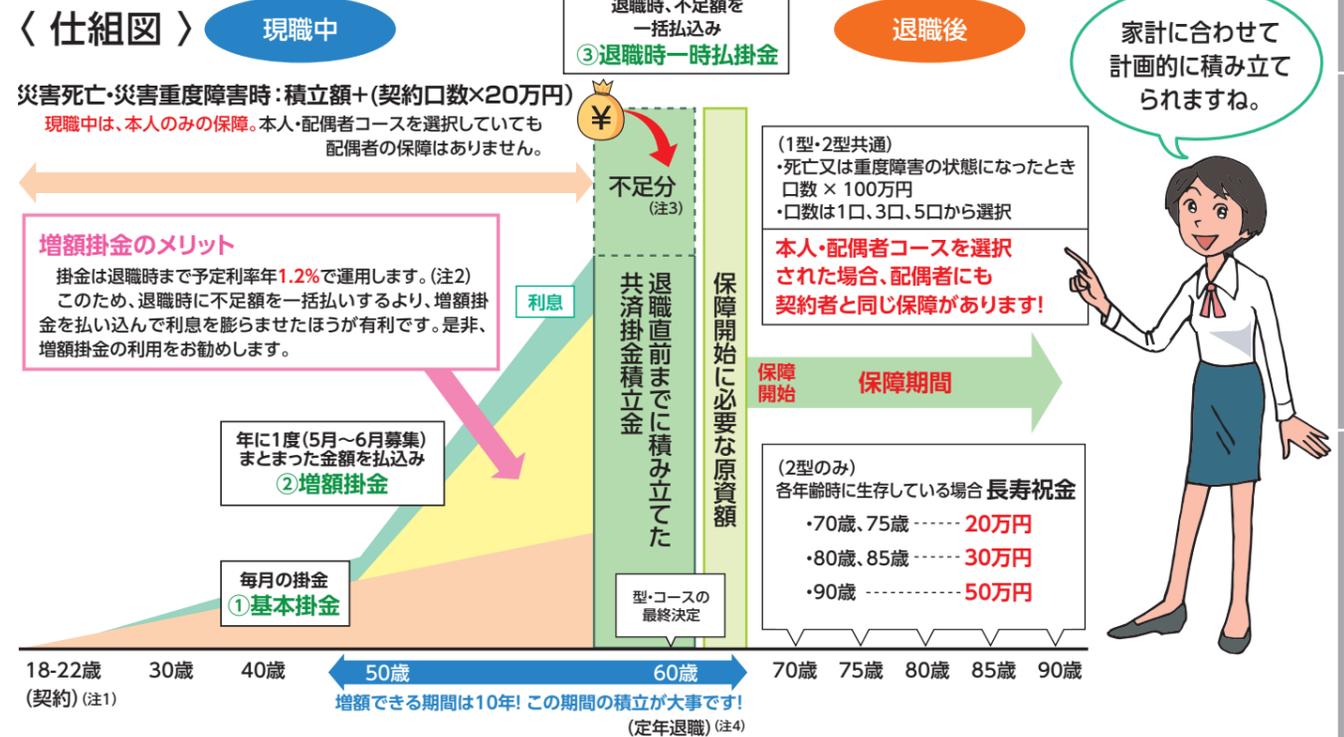
終身生命共済の仕組み

契約概要

掛金の月額は契約年齢に応じた掛金の上限額(基本掛金 P37参照)内で、最低1,000円から500円刻みで設定することができます。掛金は、年に1回(4月~5月)の募集時に見直しが可能ですので、家計の支出に合わせた無理のない積立ができます。50歳からは、増額掛金の払込みが可能となり、定年等退職時に保障開始に必要な残りの掛金を一括で払込み、保障がスタートします。

- ① **基本掛金**
毎月の掛金のことです。
- ② **増額掛金**
50歳以上の契約者で、掛金積立額が、保障開始に必要な原資額(P38参照)に達しないと見込まれる場合、年に1回(5月~6月募集)払込みできる掛金のことです(対象者にはハガキで通知します。)
- ③ **退職時一時払掛金**
掛金積立額が、保障開始に必要な原資額(P38参照)に満たない場合、退職手当等で払い込んでいただく不足額のことです。

※ 掛金は「一般生命保険料控除」の対象です。



- 注1 契約後、一定期間内に解約した場合は元本割れとなりますのでご注意ください。
- 注2 予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、変更することがあります。

- 注3 保障開始に必要な原資額を超過している場合は、超過分を返金します。
- 注4 60歳になった日以後の最初の3月末日を超えて職域に勤務する場合は、当該3月末日の翌月1日から保障開始となります。

契約

契約概要

- 1 **契約できる方**
 - 平成30年7月1日現在で在職する60歳未満の組合員
 - 平成30年7月1日現在で在職する昭和33年4月2日から昭和33年7月1日生まれの組合員
- 2 **健康状態の告知**
 - 新規契約者(本人コースから本人・配偶者コースへの変更を含む)は、健康状態の告知が必要となります。詳しくは、P43の「告知事項と契約制限」を参照してください。
- 3 **契約のご注意**
 - 共済契約の申込みは、所属する警生協支部が定める定期募集の期間内に申込みください。
 - 退職時に新規契約することはできませんので、この募集時にご契約ください。

中途契約

契約概要

定期募集の期間外での中途契約はできません。

基本掛金

契約概要

- 基本掛金は、コース、型、口数により、契約時の満年齢に該当する額を毎月払い込むものです。金額は、契約開始年度の7月から積立期間終了の満60歳になる年度の6月分まで払込み、保障必要原資額に達するように設定してあります。
- 途中でコース、型、口数を変更しない限り基本掛金は一定です。ただし、退職の時期や契約変更等により、掛金積立額と保障必要原資額とに過不足額が生じた場合には、退職時に精算します。また、金利情勢により予定利率が変更になった場合は、基本掛金や保障必要原資額も変更することになります。
- 基本掛金は、500円単位で1,000円まで減額することができます。この場合は、掛金積立額が保障必要原資額に達しませんので、退職時まで不足額を増額掛金や一時払掛金で充当していただくことになります。
- 契約時の年齢によっては、基本掛金が変わらない場合もありますので、ご確認ください。

基本掛金(月払)一覧表(本表は基本掛金の払込限度額です。)

(単位：円)

契約年齢(歳)	払込期間(年)	1.本人コース1型			2.本人コース2型(長寿祝金共済金付)			3.本人・配偶者コース1型				4.本人・配偶者コース2型(長寿祝金共済金付)				
		A 本人1口	B 本人3口	C 本人5口	D 本人1口	E 本人3口	F 本人5口	G 本人1口 配偶者1口	H 本人3口 配偶者3口	I 本人5口 配偶者5口	J 本人5口 配偶者5口	K 本人1口 配偶者1口	L 本人3口 配偶者3口	M 本人5口 配偶者5口	N 本人5口 配偶者5口	
18	42				2,500						14,000	5,500	11,000	14,000	16,500	
19	41	1,500	4,500	7,500		5,500	8,500				14,500			11,500	14,500	17,000
20	40							3,000						11,500	14,500	17,500
21	39													12,000	15,000	18,000
22	38													12,000	15,000	18,000
23	37													12,500	15,500	18,500
24	36													13,000	16,000	19,000
25	35													13,500	16,500	20,000
26	34													13,500	17,000	20,500
27	33													14,500	18,000	21,500
28	32													14,500	18,500	22,000
29	31													15,500	19,000	23,000
30	30													15,500	19,000	23,500
31	29													16,000	20,000	23,500
32	28													16,500	20,500	24,500
33	27													17,000	21,500	25,500
34	26													17,000	21,500	25,500
35	25													17,500	22,000	26,500
36	24													18,000	23,000	28,000
37	23													18,000	23,000	28,000
38	22													18,500	24,000	29,000
39	21													19,500	25,000	30,500
40	20													19,500	25,000	30,500
41	19													20,000	26,000	32,000
42	18													20,000	26,000	32,000
43	17													21,000	27,000	34,000
44	16													21,000	27,000	34,000
45	15													22,000	28,000	35,000
46	14													22,000	28,000	35,000
47	13													23,500	29,500	37,000
48	12													23,500	29,500	37,000
49	11													24,500	31,000	39,000
50	10													24,500	31,000	39,000
51	9													25,500	32,500	41,000
52	8													25,500	32,500	41,000
53	7													26,500	34,000	43,000
54	6													26,500	34,000	43,000
55	5													27,000	35,000	44,500
56	4													27,000	35,000	44,500
57	3													28,500	37,000	48,000
58	2													28,500	37,000	48,000
59	1													29,000	38,000	49,500

保障開始に必要な原資(掛金)額

60歳保障開始時の保障必要原資額

(単位：円)

コース	口数		保障必要原資額(保障開始時の年齢)					
	本人	配偶者	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳
本人 1型	A	1	880,800	876,600	872,400	868,200	864,000	859,800
	B	3	2,642,400	2,629,800	2,617,200	2,604,600	2,592,000	2,579,400
	C	5	4,404,000	4,383,000	4,362,000	4,341,000	4,320,000	4,299,000
本人 2型	D	1	1,526,700	1,513,100	1,499,900	1,487,200	1,474,900	1,463,000
	E	3	3,288,300	3,266,300	3,244,700	3,223,600	3,202,900	3,182,600
	F	5	5,049,900	5,019,500	4,989,500	4,960,000	4,930,900	4,902,200

本人・配偶者	型	本人	配偶者	保障必要原資額(保障開始時の年齢)						
				G	H	I	J	K	L	
本人・配偶者	1型	G	1	1	1,720,800	1,712,300	1,703,800	1,695,300	1,686,800	1,678,400
		H	3	3	5,162,400	5,136,900	5,111,400	5,085,900	5,060,400	5,035,200
		I	5	3	6,924,000	6,890,100	6,856,200	6,822,300	6,788,400	6,754,800
	2型	J	5	5	8,604,000	8,561,500	8,519,000	8,476,500	8,434,000	8,392,000
		K	1	1	3,353,400	3,325,600	3,298,400	3,272,000	3,246,200	3,221,100
		L	3	3	6,795,000	6,750,200	6,706,000	6,662,600	6,619,800	6,577,900
2型	M	5	3	8,556,600	8,503,400	8,450,800	8,399,000	8,347,800	8,297,500	
	N	5	5	10,236,600	10,174,800	10,113,600	10,053,200	9,993,400	9,934,700	

※ 必要な原資額は、予定利率年0.7%で計算したもので、金利情勢により将来変更することがあります。

解約返戻金の概算額

退職後の解約返戻金の概算額(60歳保障開始の場合)

(単位：円)

本人年齢	本人コース						本人・配偶者コース							
	1型			2型			1型				2型			
	A 1口	B 3口	C 5口	D 1口	E 3口	F 5口	G 1口-1口	H 3口-3口	I 5口-3口	J 5口-5口	K 1口-1口	L 3口-3口	M 5口-3口	N 5口-5口
60歳	880,800	2,642,400	4,404,000	1,526,700	3,288,300	5,049,900	1,720,800	5,162,400	6,924,000	8,604,000	3,353,400	6,795,000	8,556,600	10,236,600
65歳	901,400	2,704,200	4,507,000	1,547,300	3,350,100	5,152,900	1,763,400	5,290,200	7,093,000	8,817,000	3,396,000	6,922,800	8,725,600	10,449,600
70歳	920,900	2,762,700	4,604,500	1,366,800	3,208,600	5,050,400	1,805,000	5,415,000	7,256,800	9,025,000	3,037,600	6,647,600	8,489,400	10,257,600
75歳	938,900	2,816,700	4,694,500	1,184,800	3,062,600	4,940,400	1,844,700	5,534,100	7,411,900	9,223,500	2,677,300	6,366,700	8,244,500	10,056,100
80歳	954,900	2,864,700	4,774,500	954,900	2,864,700	4,774,500	1,881,600	5,644,800	7,554,600	9,408,000	2,168,300	5,931,500	7,841,300	9,694,700
85歳	968,400	2,905,200	4,842,000	968,400	2,905,200	4,842,000	1,914,300	5,742,900	7,679,700	9,571,500	1,914,300	5,742,900	7,679,700	9,571,500
90歳	979,000	2,937,000	4,895,000	979,000	2,937,000	4,895,000	1,941,400	5,824,200	7,782,200	9,707,000	1,941,400	5,824,200	7,782,200	9,707,000
95歳	986,700	2,960,100	4,933,500	986,700	2,960,100	4,933,500	1,962,300	5,886,900	7,860,300	9,811,500	1,962,300	5,886,900	7,860,300	9,811,500
100歳	991,900	2,975,700	4,959,500	991,900	2,975,700	4,959,500	1,977,200	5,931,600	7,915,400	9,886,000	1,977,200	5,931,600	7,915,400	9,886,000
105歳	995,200	2,985,600	4,976,000	995,200	2,985,600	4,976,000	1,986,800	5,960,400	7,950,800	9,934,000	1,986,800	5,960,400	7,950,800	9,934,000

注 年齢は契約当日(退職した月の翌月1日)における本人の年齢をいい、解約返戻金は各年齢の契約当日から解約月までの経過月数分により変動します。
 ※ 概算額は予定利率年0.7%で計算したもので、金利情勢により将来変更することがあります。

共済金の請求

共済金の請求手続については、P45~46を参照してください。

P42~44の「契約概要と注意喚起情報」を必ずご一読ください。



契約概要と注意喚起情報

この契約概要及び注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

■ 新火災共済の契約概要

共済契約者	共済契約を締結することができる方は、組合員です。
被共済者	被共済者になることのできる方は、建物や動産を所有する共済契約者、その配偶者、共済契約者と同一世帯の2親等以内の親族です(19頁の「2親等以内の親族図」参照)。
共済期間	毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間です。中途契約の場合は、中途契約の契約日から最初の6月30日までです。
中途契約	新規契約及び契約内容の変更はいつでもできます。ご希望の方は、警生協支部担当者にお申し出ください。手続に必要な書類をお送りします。 ※共済契約の申込みに当たり、共済の目的物について、その構造、用途、周囲の状況等危険増加の発生に影響する内容を調査する場合があります。
割戻金	毎事業年度末において剰余金が生じた場合は、共済掛金の額に応じた割戻金をお支払します。共済年度末日(6月末)に契約が消滅していないことがお支払の条件となります。なお、剰余金が生じた場合でも、財政基盤強化のための内部留保や災害や地震等の罹災の状況によってはお支払できない場合があります。 新長期生命80を契約している場合は、その掛金に振替えます。
解約及び解約返戻金の有無	共済契約者は、書面による手続をすればいつでも解約することができます。ただし、共済契約に質権が設定されている場合は、質権者の書面による同意を得た後の解約となります。解約をした場合は、規約に基づく解約返戻金をお支払します。

■ 新火災共済の注意喚起情報(共済事業ページに掲載の項目を除く)

共済掛金の返還と請求	<p>■ 共済掛金の返還と請求の例(建物の構造が異なる場合)</p> <p>① 返還の例 建物の構造が異なることが判明した日前後の共済掛金の差額を月数に応じて返還します。</p> <p>例：平成30年7月1日に共済金額2,000万円で共済契約を締結し、当初、木造(10万円当たり60円)と申告していたが、平成30年10月に鉄骨・耐火構造(45円)であることが判明し、共済掛金の返還が必要になった場合、平成30年7月から平成31年6月末までの12か月分の共済掛金の差額を返還2,000万円÷10万円×(木造60円-鉄骨・耐火構造45円)×1年分(12か月/12)=3,000円(返還)</p>
	<p>② 請求の例 建物の構造が異なることが判明した日前後の共済掛金の差額を月数に応じて請求します。</p> <p>例：平成30年7月1日に共済金額2,000万円で共済契約を締結し、当初、マンション構造(25円)と申告していたが、平成30年10月に鉄骨・耐火構造(45円)であることが判明し、共済掛金の請求が必要になった場合、平成30年7月から平成31年6月末までの12か月分の共済掛金の差額を請求2,000万円÷10万円×(鉄骨・耐火構造45円-マンション構造25円)×1年分(12か月/12)=4,000円(請求)</p>
共済掛金を返還する共済契約の消滅	(1) 共済の目的物の全部が滅失したとき(共済金支払後の共済契約の消滅を除きます。) (2) 共済の目的物が譲渡されたとき ※法令に基づく取用又は買収による所有権の移転を含みます。また、共済の目的物が2つ以上ある共済契約については、それぞれに適用します。
共済掛金を返還しない共済契約の消滅(共済金支払後)	(1) 共済金の額が、1回の共済事故につき、共済金額の100%に相当する額となったとき (2) 建物の損害額が、その建物の再取得価額の70%以上となったとき (3) 動産の損害額が、その動産全体の再取得価額の80%以上となったとき ※上記に規定する損害に至らない損害の場合は、共済金を支払った場合でも、共済契約は継続し、再び共済事故があっても共済金額が減額されることはありません。
クーリングオフ(申込の撤回)	契約者は、契約申込日を含めて8営業日以内であれば、書面による申出により、契約の申込みの撤回をすることができます。詳しくは、警生協支部担当者までお問合せください。
効力の発生日	共済契約の効力は組合が申込を承諾した日の翌日以降からになります。具体的には (1) 定期募集の場合は申込を承諾した日の直後の7月1日 (2) 中途申込の場合は、組合が承諾した日の翌日 (3) 申込者が指定したときは組合が承諾した日の翌日以降の指定の日
共済契約の無効	共済契約の締結に関し、詐欺行為があったときは契約を取り消し、共済掛金は返還しません。また、共済金を不当に取得する目的又は第三者に共済金を不当に取得させる目的で締結した場合は契約を無効とし、共済掛金は返還しません。 下記に該当する場合の契約は無効としますが、共済掛金は返還します。 ・共済契約者が契約日において死亡していたとき ・共済契約者が契約日において共済契約者の範囲外のととき ・共済の目的物が契約日において共済の目的物の範囲外のととき ・大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言が発せられた時から同法に基づく警戒解除宣言が発せられた日までの間に、当該警戒宣言の対象となった地域において新たに締結した共済契約(共済金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る共済契約)
消滅時効	共済金その他の支払を請求する権利は、共済事故の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときに時効により消滅します。また、共済掛金の返還を請求する権利は、3年間行わないときに、時効により消滅します。
事故通知義務違反	事故による損害が生じたことを知ったときは、できるだけ早く警生協に通知してください。通知を怠った場合は、怠ったことにより生じた損害の額を共済金から差し引くことがあります。

損害防止義務違反	故意又は重大な過失によって損害を防止及び軽減する義務を怠ったときは、防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた額が損害額とみなされます。		
重大事由による解除	下記の事由がある場合、共済契約を解除します。 ・共済契約者又は被共済者が共済金を支払わせる目的で損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき ・共済金請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき ・共済契約者又は被共済者に対する組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき		
共済金が支払われない場合(組合の免責)	次の損害は、共済金が支払われませんので、ご注意ください。 1 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失によって生じた損害 2 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害(その者が被共済者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを被共済者が証明した場合を除きます。) 3 被共済者でない者が共済金を受け取るべき場合にその者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害 4 共済の目的物の置き忘れ又は紛失によって生じた損害 5 原因が直接的であると間接的であると問わず戦争・暴動その他の変乱によって生じた損害 6 原因が直接的であると間接的であると問わず核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)又は核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 7 差押え、取用、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防又は避難に必要な措置によって発生した損害を除きます。) 8 共済の目的物の欠陥によって生じた損害 9 共済の目的物の自然の消耗若しくは劣化又は性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ち、ねずみ食い、虫食いその他これらに類する事由によって生じた損害 10 共済の目的物の増改築若しくは一部取壊し若しくは修理若しくは調整の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣によって生じた損害 11 共済の目的物に発生した擦り傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、共済の目的物の機能に直接関係のない損害 12 風、雨、雪、ひょう、砂塵の吹込みその他これらのものの漏入によって生じた損害 13 共済契約者又は被共済者の所有又は運転する車両又は車両の積載物による衝突若しくは接触によって生じた損害 14 災害等及び地震等に起因しない土地の沈下、移動又は隆起によって生じた損害 15 新たに共済契約(共済金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る共済契約)を締結した日の前日以前に発生していた災害等又は地震等により生じた損害 16 共済の目的物の詐欺又は横領によって生じた損害 17 火災等、災害等及び地震等に際しての盗難によって生じた損害 18 空家若しくは無人の建物又はこれらの建物に収容されている動産等の盗難によって生じた損害 19 盗難の発生した日以後60日以内に覚知すること(警察署に被害届を提出し受理されること)ができなかった盗難によって生じた損害		
共済金の削減(組合の免責)	<p>警生協は、1回の地震等※又は災害等※により支払うべき共済金の支払総額の見込額が総支払限度額を超えるおそれがある場合には、共済金を削減することがあります。この場合、1回の地震等において、建物(物置・車庫等を除く。)又は動産の損害額が、20%コースは、それぞれ100万円未満、30%コースは、それぞれ150万円未満の方については、損害額の全額を削減し、また、共済金を削減する場合の各契約ごとに支払う共済金は、次の算式により算出します。</p> <p>共済金を削減する場合の算式</p> $\text{組合が支払う共済金} = \text{各契約ごとの支払うべき所定の共済金の額} \times \frac{\text{組合が定める総支払限度額}}{\text{組合が支払うべき所定の共済金総額}}$ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> 総支払限度額(平成30年7月1日時点) 1回の地震等による地震共済金 100億円 1回の災害等による災害共済金 50億円 </td> <td> 主な支払実績 阪神・淡路大震災 約17億円 東日本大震災 約37億円 熊本地震 約14億円 </td> </tr> </table> <p>災害等及び地震等の異常な発生により損失金が生じ、この共済事業に係る異常危険準備金、諸積立金等によっても填補することができないときは、総代会の議決により、共済金を分割し、支払を繰延べし、又は削減して支払うことがあります。 ※72時間以内に発生した複数の災害等(地震等)を含みます。72時間以内に発生した複数の災害等(地震等)でも、被災地域が全く重複しない場合は含めません。</p>	総支払限度額(平成30年7月1日時点) 1回の地震等による地震共済金 100億円 1回の災害等による災害共済金 50億円	主な支払実績 阪神・淡路大震災 約17億円 東日本大震災 約37億円 熊本地震 約14億円
総支払限度額(平成30年7月1日時点) 1回の地震等による地震共済金 100億円 1回の災害等による災害共済金 50億円	主な支払実績 阪神・淡路大震災 約17億円 東日本大震災 約37億円 熊本地震 約14億円		
残存物代位及び盗難品の権利の帰属	・共済の目的物の全部が消滅した場合において、共済金の支払を行ったときでも、共済の目的物の残存物を取得する旨を書面をもって通知しない限り、これに関して被共済者が有する所有権その他の物権について被共済者に代位しません。 ・盗難共済金を支払う前に盗取された共済の目的物が回収された場合は、盗難の損害が生じなかったものとみなします。 ・盗取された共済の目的物について、盗難共済金を支払った場合には、支払った盗難共済金の額の当該共済の目的物の価格に占める割合に応じて、被共済者が有する所有権その他の物権を、警生協が取得します。 ・盗難共済金を支払った後に盗取された共済の目的物が発見された場合には、被共済者は、支払われた盗難共済金から盗取された共済の目的物を回収するために支出した費用を控除した残額を警生協に返還することで当該共済の目的物の所有権その他の物権を取得することができます。		
請求権代位	共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより被共済者が取得する債権(以下「被共済者債権」といいます。))について被共済者に代位します。 (1) 支払った共済金の額 (2) 被共済者債権の額((1)に掲げる額が損害額に不足するときは、被共済者債権の額から当該不足額を控除した額) 被共済者は、上記の場合において、(1)に掲げる額が損害額に不足するときは、被共済者債権のうち警生協が代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る警生協の債権に先立って弁済を受ける権利を有します。		

共済金の支払時期	<p>請求に必要な書類が組合に到着した日(書類が完備した日)の翌日から、共済金を支払うために必要な次に掲げる事項の確認を終えた後、30日以内(土・日・祝日及び年末年始を含みません。)に共済金をお支払します。</p> <p>(1) 事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実 (2) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無 (3) 損害額及び事故と損害との関係 (4) 無効、取消し、解除又は消滅の事由に該当する事実の有無 (5) 前各号に掲げるもののほか、他の保険契約等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権、既に取得したものの有無及び内容等並びに組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項</p> <p>上記の事項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、請求完了日以後、次に掲げる期間内に当該事項の確認を終え、共済金をお支払します。この場合において、警生協は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対し、通知します。</p> <p>(1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)その他法令に基づく照会 180日 (2) 警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果の照会 180日 (3) 専門機関による鑑定等の結果の照会 180日 (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における調査 180日 (5) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合の調査 360日 (6) 日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>※必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、日数に含めません。</p>
----------	---

■ 借家人賠償責任特約

借家人賠償責任特約の手続について、P25の「借家人賠償責任特約」及び下記その他特別な定めがある場合を除き、この新火災共済の規定を準用します。

借家人賠償責任共済金が支払われない場合	<p>次のいずれかに該当する場合には、借家人賠償責任共済金が支払われませんのでご注意ください。</p> <p>① 共済契約者、被共済者又はこれらの法定代理人の故意による事故 ② 被共済者の心神喪失又は指図による事故 ③ 原因が直接であると間接であると問わず、戦争、暴動その他の変乱によって生じた事故 ④ 原因が直接であると間接であると問わず、核燃料物質(使用済核燃料を含む。)又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた事故 ⑤ 原因が直接であると間接であると問わず、災害等又は地震等によって生じた事故 ⑥ 借戸室の改築、増築又は取壊し等の工事による事故 ⑦ 借戸室を返却した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任による賠償 ⑧ 被共済者と借戸室の貸主との間の特別な損害賠償約定により加重された損害賠償責任による賠償</p>
借家人賠償責任共済金の請求権	借家人賠償責任共済金を請求する権利は、被共済者が借戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と当該貸主との間で、判決が確定したとき又は裁判上の和解若しくは調停若しくは書面による合意が成立したときから発生します。
借家人賠償責任特約の先取特権	<p>① 被共済者に対して借戸室に係る損害賠償を請求できる貸主は、借家人賠償責任共済金を請求する権利について先取特権を有します。 ② 被共済者は、①の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は損害賠償請求貸主の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使できます。 ③ 借家人賠償責任特約に基づき借家人賠償責任共済金を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることはできないものとします。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。 ▶ 損害賠償請求貸主に譲り渡し又は当該損害賠償請求する権利に関して差し押さえる場合 ▶ 被共済者が、借家人賠償責任共済金の請求する権利を行使することができる場合</p>
借家人賠償責任特約の消滅	<p>① 借家人賠償責任特約は、借家人賠償責任共済金の額が、1回の損害賠償責任につき、借家人賠償責任共済金額の100パーセントに相当する額となったときは、当該借家人賠償責任共済金の支払の原因となった損害が発生したときに消滅し、組合は、当該借家人賠償責任特約に係る共済掛金を返還しません。 ② 組合は、①に規定する損害賠償責任に至らない損害賠償責任に対して、借家人賠償責任共済金を支払った場合においても、借家人賠償責任特約は継続し、当該借家人賠償責任共済金額は減額しません。 ③ 借家人賠償責任特約は、借戸室に収容された動産に係る共済契約を取消し、解除、解約、消滅したとき又は賃貸借等契約が終了したときは、その日をもって消滅し、共済掛金を返還します。</p>

■ 新火災共済の共済契約を締結している組合員が死亡した場合(承継制度)

・承継(残りの共済期間で終了)

共済契約者が死亡された場合は、その共済契約者の配偶者又は共済契約者の同一世帯の2親等以内の親族が、共済契約者の残りの共済期間を引き継ぐことができます。ただし、共済契約は残りの共済期間が満了する日(6月30日)に終了し、次期共済年度への更新はできません。

・承継組合員制度

P26の承継組合員制度及び下記事項を確認ください。

承継組合員の死亡	承継組合員が死亡された場合は、建物契約等を相続した方が承継し、承継組合員が死亡した年の共済期間満了日(6月30日)で共済契約は終了となります。組合からの脱退手続が必要となりますので、警生協支部担当者へお申し出ください。
承継組合員の引越し等	承継組合員制度は、現に居住する建物又は借戸室に借家人賠償責任特約が付帯された動産契約に限定していますので、承継組合員になった後に、新築した建物に居住する場合や別の建物や借戸室に引越した場合には、その時点で共済契約は消滅します。組合からの脱退手続が必要となりますので、警生協支部担当者へお申し出ください。
承継組合員の出資金及び割戻金	承継組合員の出資金の払込みは、組合員(共済契約者)へ返戻する出資金をもって充当しますので、新たに出資金を払い込む必要はありません。承継組合員の利用分量割戻しは、毎事業年度末において剰余金が生じた場合にお支払します。なお、承継組合員の利用分量割戻金は、退職組合員同様に、警生協において「預り金」として積み立てて、次回の契約更新時に共済掛金に充当します。
承継組合員の共済契約の解約	承継組合員は、いつでも書面による手続をすれば、共済契約を解約することができますが、その場合、組合から脱退することとなり、再び、新火災共済を契約することはできません。

■ 生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済の契約概要(各共済事業ページに掲載の項目を除く)

項目	生命・傷病共済	新長期生命80	終身生命共済
共済契約者	警生協の組合員で、共済期間が満了する日の属する年の前年4月1日現在66歳未満の方	警生協の組合員で、契約日に満60歳未満の方。ただし、契約日の属する年の4月2日から7月1日までの間に60歳になった方は、契約することができます。	
被共済者	共済契約者及びその配偶者 ※組合員が被共済者でなければ、配偶者は被共済者になることができません。また、配偶者は法律婚(婚姻届を出していること。)でなければ被共済者になることができません。配偶者を被共済者とする場合は、配偶者の同意を得た上で、申込みをしてください。夫婦とも警生協の組合員の場合は、それぞれ別々に本人コースに契約してください。		
共済期間	<p>毎年7月1日から1年間 中途契約の場合は、直後の6月30日までとなります。</p>	<p>契約日は、毎年7月1日(中途契約の場合は、申込みを承諾した日の属する月の翌月1日)となります。共済期間は、契約日から満80歳までです。</p>	<p>契約日は、毎年7月1日となります。共済期間は契約日から終生です。</p>
共済期間	<p>この期間は積立期間と保障期間に分かれます。なお、年齢は、共済契約者本人の年齢が基準となります(配偶者の年齢ではありません。)</p> <p>(1)積立期間 契約日から退職する日*まで、保障に必要な掛金額(保障必要原資額)を積み立てる期間です。 ※60歳になった日以後の最初の3月末日を超えて職域に勤務する場合は、当該末日に積立期間は満了します。</p> <p>(2)保障期間 ●入院保障(A型、B型共通) 退職後(退職時年齢50歳以降)、共済契約者が80歳になった日の直後の契約応当日の前日までの期間です。 ●死亡・生存保障(B型のみ) 退職後(退職時年齢50歳以降)、共済契約者が70歳になった日の直後の契約応当日の前日までの期間です。 ※共済契約者が死亡されても、保障期間内は、配偶者の共済契約を継続することができます。</p> <p>(2)保障期間 原則として満60歳(55歳以降60歳までに退職された方は、退職する日の属する月の翌月1日)から終生です。 ※共済契約者が死亡されても、配偶者の共済契約は継続することができます。 ※据置期間 50歳以上55歳未満で退職し、55歳から保障を受けることを希望した場合は、退職日から55歳までの期間を据置期間といいます。この場合は、退職時に55歳の保障必要原資額の積立又は払込みを完了していなければなりません。</p>		
契約内容の変更及びその連絡	<p>毎年の定期募集時期に限り、契約内容の変更をすることができます。ただし、共済契約者が婚姻した場合は、婚姻日から1年以内に本人コースから本人・配偶者コースへ変更することができます。 共済契約者が離婚した場合又は配偶者が死亡した場合は、本人コースに変更する必要がありますので、警生協支部担当者へご連絡ください。</p>	<p>積立期間中は、毎年の定期募集時期、据置期間(終身生命共済のみ)又は保障期間に移行する時に限り契約内容の変更をすることができます。ただし、本人・配偶者コースの共済契約者が離婚又は配偶者が死亡した場合は、本人コースに変更する必要がありますので、警生協支部担当者へご連絡ください。</p>	
共済掛金の払込の中断	共済期間中に、共済契約者が外国勤務となったとき又は配偶者同行休業をしたときは、当該外国勤務の期間又は当該配偶者同行休業の期間、生命共済契約及び傷病共済契約の中断を申し込むことができます。	<p>※重度障害の状態になり、共済金を支払った場合は、A型に変更となります。</p>	
割戻金	<p>毎事業年度末の決算において剰余金が生じた場合は、共済掛金の額に応じた割戻金をお支払します。決算の状況等によって割戻金をお支払しない場合があります。割戻金は、決算終了後に開催する通常総代会当日に組合員であること、1年分の掛金を完納していること、中途契約でないこと、共済契約が消滅していないこと等を条件にお支払します。 なお、新長期生命80にご契約されている場合は、新長期生命80の掛金に振り替えられます。</p>	<p>毎事業年度末の決算において剰余金が生じた場合は、毎事業年度の末日に積み立てた契約者割戻準備金の中から、共済掛金積立金に応じた割戻金をお支払します。決算の状況等によって割戻金をお支払しない場合があります。毎年の契約応当日に有効である契約者に対してお支払します。 割戻金は、共済契約毎に積み立てられ、一定の利率で利息が付ききます。積立期間中に積み立てられた割戻金は保障開始時の保障必要原資額に充当されます。 保障期間中に積立られた割戻金は死亡共済金や解約払戻金などの支払時にお支払します。また任意に引き出す事もできます。 なお、積立てられた残高は定期的にお知らせします。</p>	
解約及び解約返戻金	<p>共済契約者は、いつでも解約することができます。解約の場合は、共済掛金積立金の額の解約返戻金と積立割戻金をお支払します。</p> <p>ただし、加入後2年未満の共済契約者が解約する場合は、所定の解約控除率による解約手数料がかかります。</p> <p>ただし、加入後3年未満の共済契約者が解約する場合は、所定の解約控除率による解約手数料がかかります。</p> <p>⚠保障開始後、離婚によるほかは、配偶者部分のみを解約することはできません。</p>		
共済契約の承継	本人・配偶者コースを選択した共済契約者が死亡した場合は、配偶者は残りの共済期間(6月30日までの間)に係る共済掛金を組合に一括して払い込んだときは、残りの共済期間の保障を継続することができます。	本人・配偶者コースを選択した共済契約者が保障期間中に死亡した場合は、配偶者は保障を継続することができます。 なお、積立期間及び据置期間(終身生命共済のみ)中は継続することができません。	
事情の変更	<p>⚠組合は、金利水準の低下その他著しい経済変動等この共済契約の締結の際に予見することができない事情の変更により、特に必要があると認めた場合は、総代会の議決を経て、共済掛金、積立金額等の計算の基礎を将来に向かって変更することができます。</p>		

■ 生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済の注意喚起情報

項目	生命・傷病共済	新長期生命 80	終身生命共済
告知事項と契約制限	<p>共済契約者又は被共済者になる方は、告知事項について、事実の告知をしなければいけません。なお、告知義務違反が確認された場合は、契約が解除又は共済金が支払われない場合があります。</p> <p>1 告知事項 (1)過去1年以内の病気による14日以上継続入院の有無 (2)過去1年以内のがん(悪性新生物)の治療のための通院又は入院の有無</p>		
	<p>2 告知が必要なとき (1)新たに契約を申し込むとき。 (2)本人コースから本人・配偶者コースへ変更するとき。 (3)口数を増口するとき。</p>	<p>2 告知が必要なとき (1)新たに契約を申し込むとき。 (2)入院共済金日額を増額するとき。 (3)本人コースから本人・配偶者コースへ変更するとき。 ※前年度に生命・傷病共済の本人コースを契約している本人並びに本人・配偶者コースを契約している本人及び配偶者が、7,000円以下の契約の申込又は7,000円へ増額するときは、告知は不要です。</p>	<p>2 告知が必要なとき (1)新たに契約を申し込むとき。 (2)口数を増口するとき。 (3)本人コースから本人・配偶者コースへ変更するとき及び配偶者の契約を増口するとき。 ※前年度に生命・傷病共済を契約されている方は、告知は不要です。</p>
	<p>3 告知による契約制限 告知の内容で「あり」と答えた方は、新規契約又は増口変更することができません。</p>	<p>3 告知による契約制限 告知の内容で「あり」と答えた方は、新規契約又は増額変更することができません。ただし、前年度に生命・傷病共済に契約している本人及び配偶者が、7,000円以下の契約の申込又は7,000円へ増額することはできません。</p>	<p>3 告知による契約制限 告知の内容で「あり」と答えた方は、新規契約又は増口変更することができません。ただし、前年度に生命・傷病共済に契約している本人及び配偶者は増口することができません。</p>
共済掛金の払込猶予期間	<p>共済掛金は、毎月の月末までに組合に払い込まなければなりません。 月末までに払い込まず、翌々月の末日までの間(以下「払込猶予期間」という。)共済掛金を払い込まなかったときは、共済契約は払込猶予期間が満了する日の翌日から効力を失います。ただし、組合が特に認めた者については、この限りではありません。 猶予期間中に共済金の支払事由が生じたときは、そのときまでに払込期日が到来している共済掛金の合計額を共済金から差し引いて支払います。この場合において、共済金の額が未払共済掛金の額に満たないときは、共済金を支払わず、払込猶予期間が満了する日の翌日から効力を失います。</p>		
共済金が支払われない場合(組合の免責)	<p>次に掲げる支払事由に該当する場合には、共済金等が支払われません。</p>		
	<p>(1)死亡共済金 死亡共済金の受取人の故意又は重大な過失による被共済者の死亡(被共済者の自殺を除きます。) (2)入院共済金 ●被共済者又は共済金の受取人の故意又は重大な過失による傷病 ●被共済者の薬物依存による傷病 ●被共済者の治療を伴わない定期健康診断、人間ドック等の検査入院、医師の指示によらないリハビリテーション、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術又は美容上の処置による傷病 ●申込みをした日に入院中又は入院することが明らかであった傷病を原因とした入院 ※故意又は重大な過失とは、犯罪行為、酒気帯び運転等をいいます。</p>	<p>(1)死亡共済金、死亡給付金、災害死亡共済金、重度障害共済金 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人の故意又は重大な過失による被共済者の死亡及び重度障害(被共済者の自殺又は自傷によって重度障害になった場合を除きます。) (2)入院共済金 ●共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失による入院 ●被共済者の薬物依存による入院 ●被共済者の治療を伴わない定期健康診断、人間ドック等の検査入院、医師の指示によらないリハビリテーション、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術又は美容上の処置による入院</p>	<p>●死亡共済金、死亡給付金、災害死亡共済金、重度障害共済金 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人の故意又は重大な過失による被共済者の死亡及び重度障害(被共済者の自殺又は自傷によって重度障害になった場合を除きます。)</p>
クーリングオフ(申込みの撤回)	<p>法令により、契約申込者(契約者)は、契約申込日を含めて8営業日以内であれば、書面による申出により、契約の申込みの撤回をすることができます。詳しくは、警生協支部担当者までお問合せください。</p>		
共済契約の効力の発生日	<p>共済契約の効力は、組合が申込を承諾した日の直後の7月1日からとなります。</p>		
	<p>中途契約の場合は、組合が申込を承諾した日の翌日からとなります。</p>	<p>中途契約の場合は、組合が申込を承諾した日の翌1日からとなります。</p>	

項目	生命・傷病共済	新長期生命 80	終身生命共済
共済契約の無効	<p>1 共済契約者が契約日に既に死亡していた場合は、共済契約は無効とします。 2 本人・配偶者コースの共済契約において、配偶者が契約日に次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、配偶者部分の共済契約は無効とします。 (1)既に死亡していたとき。(2)婚姻を解消していたとき。(3)組合員であったとき。 3 本人・配偶者コースの共済契約において、当該共済契約の締結に際し、配偶者の同意がなかったときは、配偶者部分の共済契約は無効とします。 4 組合は、共済契約の全部又は一部が無効となった場合は、既に払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。ただし、生命・傷病共済においては、組合が無効であることを知った日から遡って3年を超える期間に係る共済掛金の返還はしないものとします。 5 共済契約の全部又は一部が無効であった場合において、共済金等が受取人に既に支払われたときは、当該受取人は当該共済金等を組合に返還しなければなりません。</p>		
共済契約の消滅	<p>組合員が退職又は死亡した場合には、組合員である共済契約者と配偶者の両方の契約が消滅となります。ただし、残りの共済期間(6月30日まで)に係る共済掛金を一括して払い込んだ場合は、残りの共済期間の終了日まで、保障を継続することができます。</p>	<p>共済契約は、次の場合には、消滅します。 (1)積立期間中に、共済契約者が死亡し、共済金等を支払ったとき。 (2)保障期間中に、被共済者が死亡し、共済金等を支払ったとき(死亡した被共済者の部分のみの共済契約に限りません。) (3)共済契約者が80歳になった日の直後の契約応当日(契約応当日に80歳になる場合はその契約応当日)の前日になったとき。</p>	<p>共済契約は、次の場合には、消滅します。 (1)積立期間(据置期間も含みます。)中に、死亡又は重度障害の状態になり、共済金等を支払ったとき。 (2)保障期間中に、死亡又は重度障害の状態になり、共済金等を支払ったとき(死亡又は重度障害の状態になった被共済者の部分の共済契約に限りません。)</p>
共済金の削減(組合の免責)	<p>組合は、次に掲げる事由を原因とする支払事由が集中して発生した場合において、共済金の合計額が「あらかじめ総代会が定めた額」を超えたときは、共済金を分割、削減等してお支払することがあります。 (1)戦争その他の変乱 (2)地震、噴火、津波等の大規模災害 (3)組合員が多数乗り込んだ航空機の墜落等の大規模事故 (4)警察施設等に対する大規模なテロ事件 (5)新型インフルエンザ等の大規模な感染 (6)その他の大規模な事件及び事故 ※平成21年6月24日の総代会において「あらかじめ総代会が定めた額」は50億円となりました。</p>	<p>組合は、地震、噴火、津波、戦争その他変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった被共済者の数が、この共済の計算の基礎に大きな影響を及ぼすときは、総代会の議決を経て、災害死亡共済金、災害重度障害共済金、死亡共済金又は重度障害共済金を、分割、繰延べ若しくは削減をして支払うか、又はこれらの共済金をお支払しないことがあります。</p>	<p>組合は、地震、噴火、津波等の大規模災害、戦争その他の変乱により、次に掲げる共済金に係る支払事由が生じた場合には、当該共済金等をお支払しないことがあります。ただし、組合の財政計算上支障がないことが明らかなきときは、総代会の議決を経て、当該共済金等の全部又は一部をお支払します。 (1)災害死亡共済金 (2)災害重度障害共済金 (3)死亡共済金 (4)重度障害共済金</p>
詐欺による共済契約の取消し	<p>共済契約者が契約に当たって、詐欺の行為を行った場合は、共済契約を取り消すことがあります。その場合には、共済金等は支払われず、共済掛金も返還されません。</p>		
消滅時効	<p>共済金等の支払又は共済掛金の返還を請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅します。</p>		
告知義務違反による解除	<p>組合は、共済契約者又は被共済者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実を告知せず、又は不実の告知をし、共済契約の締結又は変更から2年以内に共済金等の支払事由が発生していたときは、共済契約を解除することがあり、共済金等が支払われないことがあります。</p>		
重大事由による解除	<p>組合は、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができます。 (1)組合に共済金等を支払わせることを目的として故意に共済事故又は支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。 (2)共済金等の受取人が、共済金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。 (3)組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。</p>		
共済金等の支払時期	<p>死亡共済金、災害死亡共済金、死亡給付金については、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日(請求完了日)以後10日以内に、入院共済金、災害重度障害共済金、重度障害共済金、重度障害給付金については30日以内にお支払します。生存共済金、長寿祝金共済金については共済金等の支払事由が生じた日以後10日以内にお支払します。ただし、次に掲げる日は日数に含まれません。 (1)日曜日及び土曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める休日 (3)12月29日から翌年1月3日までの日 共済金等の支払のために次に掲げる事項の確認が必要な場合で、共済契約の締結の時から共済金等の請求の時までの間に組合に提出された書類のみでは当該事項の確認ができないときは、請求完了日以後60日以内に当該事項の確認を終え、共済金等をお支払します。 (1)共済金等が支払われる事由に該当する事実の有無 (2)共済金等が支払われない事由に該当する事実の有無 (3)共済金等を分割、繰延べ又は削減して支払う事由に該当する事実の有無 (4)無効、取消し又は解除の事由に該当する事実の有無 上記の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、請求完了日以後180日以内に当該事項の確認を終え、共済金等をお支払します。この場合において、警生協は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を共済金等の受取人に対して通知します。 (1)弁護士法その他法令に基づく照会 (2)警察、検察、消防その他公の機関による調査・捜査の結果の照会 (3)医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 (4)日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 ※必要な事項の確認に際し、次に掲げる場合に該当したときには、これにより遅延した期間については日数に含まれません。 (1)共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき。 (2)組合が被共済者に対して、医師又は歯科医師の診断を求めた場合において、共済契約者又は被共済者が正当な理由がなく当該診断を拒み、又は妨げたとき。</p>		

共済金等の請求 お手続の流れ(お願い) 必ずお読みください

Step 1 支払事由の発生

速やかに警生協支部担当者(裏表紙を参照)にご連絡ください。

Step 2 必要書類の送付

支部から請求書等の手続書類一式をお渡し又は送付します。

Step 3 必要書類のご返送

請求書類に必要な事項をご記入の上、必要書類を添えて、警生協支部担当者にご提出いただくか、送付してください。

Step 4 手続書類の確認

ご提出いただいた手続書類に不備がないか確認の上、手続を進めさせていただきます。

Step 5 共済金等のお受取り

手続が完了し、支払が決定しましたら、共済金等を速やかにお支払します。また、「送金通知書」を送付しますので、内容をご確認ください。

火災・災害・地震・盗難共済金、借家人賠償責任共済金の請求について

- 火災や風水害、地震等によって建物や動産が損害を受けた場合連絡が遅れますと、時間の経過とともに損害との因果関係が不明瞭となり、共済金をお支払できない場合があります。特に借家人賠償責任共済金については、速やかな連絡をお願いします。
- 損害の発生原因や被害状況を確認いたします。被害箇所、被害物、建物全景、表札等の写真は必ず撮影してください。損害の原因と損害状況の調査のため、損害鑑定人等による立会を行う場合がありますのでご了承ください。
- 新火災共済と火災・災害共済では共済の目的物の範囲や請求手続に差異がありますので、予めご承知ください。
- 新火災共済の盗難共済金の補償は盗難の発生日以後60日以内に警察署に被害届を提出していることが条件です。

死亡共済金等、入院共済金の請求について

- 死亡共済金等の請求
死亡された場合、死亡共済金等の受取人本人が請求してください。
- 入院共済金の請求
契約者本人(契約者の方がお亡くなりの方は指定受取人、請求の意思表示が困難である場合は代理請求人)が入院共済金を請求してください。

請求手続に必要な書類について

- 請求の内容によって必要な書類が異なりますので、次ページをご覧ください。詳しくは、警生協支部担当者にお問合せください。(請求用紙は支部に用意してあります。) 必要書類をご確認の上、速やかにご提出をお願いします。

お支払できない場合について

共済金をお支払できない場合は、その理由とともにご連絡いたします。

受取人一覧

共済名	新火災共済
火災共済金 災害共済金 地震共済金 盗難共済金	共済金等の受取人は、原則として被共済者(組合員、その配偶者及び2親等以内の親族)です。 <ul style="list-style-type: none"> ● 共済契約者(組合員)が建物の所有者の場合は、共済契約者(組合員)が請求してください。 ● 共済契約者(組合員)以外の方が建物の所有者の場合は、建物の所有者が請求してください。この場合の共済金の受取人は、建物の所有者です。 ● 建物の所有者が共済契約者(組合員)以外の場合で、共済契約者(組合員)が請求する際は、所有者の委任状と印鑑登録証明書添えて請求してください。 ※ 共済契約者の死亡後、同一生計の親族の方が引き続き共済契約を承継される場合の受取人は、その承継される方です。

指定受取人の変更

- 指定受取人の変更は、被共済者の死亡する前に共済契約者ご自身が記入し、警生協への届出が必要です。また、共済契約者に意思能力がない場合の変更はできません。
- 配偶者死亡時の指定受取人を変更する場合は、配偶者の同意が必要です。
- 遺言による指定受取人の変更はできません。
- 各共済事業の指定受取人はいつでも変更可能です。「改姓届・受取人変更届」を提出してください。 ※指定受取人が死亡された場合には、速やかに再指定をしてください。

代理請求制度

- **新火災共済【代理請求人の予め指定はできません】**
被共済者が共済金を請求することができない事情があり、かつ法定代理人がない場合は、被共済者の代理人として、次の範囲及び順位の者が共済金を請求することができます。
 - 1 被共済者と同居又は生計を一にする配偶者
 - 2 被共済者と同居又は生計を一にする3親等以内の親族
 - 3 上記1に該当しない配偶者又は上記2に該当しない3親等以内の親族
- **生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済、財形年金共済【代理請求人の予め指定ができます】**
共済契約者が意識不明の状態等となり、入院共済金や重度障害共済金等の請求を行うことが困難な場合には、共済契約者に代わって、下記の範囲及び順位の者が共済金等の請求をすることができます。

なお、代理請求人を下記の範囲で、指定若しくは変更するとき、又はこの制度を利用しないときは、「共済金等の代理請求人の指定・変更届」の提出が必要ですので警生協支部担当者へ連絡してください。

 - 1 配偶者
 - 2 子
 - 3 父母(養父母、実父母)
 - 4 兄弟姉妹

注 共済契約者の死亡により共済金を受け取ることができない場合は、指定受取人を受取人とします。
※ 指定受取人が既に死亡している場合は、指定受取人の死亡時の法定相続人が死亡共済金等の受取人となります。

共済金等の請求に必要な書類



火災・災害・地震共済金、盗難共済金、借家人賠償責任共済金

提出書類	火災・災害・地震共済金	盗難共済金	借家人賠償責任共済金
請求書	所定の請求書(3枚複写の1枚目と2枚目を提出、3枚目はご本人控えとしてください。)		
写真	表札・建物の全景	補償対象の(又は補償対象の動産が収容されている)住居であることを確認するため必要です。表札の代わりに氏名が入った郵便受け等でも可。動産のみの請求時にも必要です。	
	損害箇所の写真	損害状況を確認するため必要。損害を受けた財物の全体を撮影した写真および損害を受けた部分が確認できる写真を提出してください。片付け前、又は修理前の損害にあった状況がはっきりと判る写真をお願いします。また、写真を貼付した用紙の余白に損害の説明を記入してください。	
損害にあった場所の見取図	損害にあった場所もしくは損害にあった動産があった場所をわかりやすく記入したもの。物置の場合(火災・災害・地震共済金のみ)は、延床面積がわかる見取図が必要です。		
証明書等	公的機関(火災...消防署長、大規模自然災害・地震...市区町村長)が発行する罹災証明書(注)。自宅への車両当て逃げは交通事故証明書。それに代わるものとしては、新聞記事、落雷情報等	警察署発行の盗難届出報告書(発行されない場合もあります。)被害届を提出した届出警察署、届出日、受理番号が必要です。	公的機関が発行する罹災証明書
損害復旧見積書(建物)	合計金額だけでなく、修理内容・数量・単価・残存物取片付費用(残存物搬出・廃材処分)に要する費用等詳細が確認できるもの。		
修理見積書(動産)	動産の損害は、修理が原則です。電気製品は、損害の原因を記入した見積書です。修理不能の場合は、その理由等も見積書に記入してください。水濡れはクリーニングが原則です。		
動産損害内訳書	損害にあった動産の内訳書。盗難の場合は、購入年月日及び購入先を記載し、動産の購入時の領収書や保証書等の写しも必要です。		
その他必要書類	建物登記簿謄本又は固定資産税納税通知書(建物の共済金見込額が300万円以上の場合)、委任状等(所有者と請求者が異なる場合)、共済金直接支払指図書(質権が設定されている場合)、他保険証券等の写し(他保険契約がある場合)等	委任状等(所有者と請求者が異なる場合)、共済金直接支払指図書(質権が設定されている場合)、他保険証券等の写し(他保険契約がある場合)等	賃貸契約書の写し、マンション管理規約の写し、マイナンバーの記載のない住民票(写し可)、損害賠償に関する承諾書もしくは示談書等

※上記以外で必要に応じて提出していただく書類があります。詳細は、警生協支部担当者にお尋ねください。
注 大規模自然災害、地震の場合で、建物損害がなく、動産損害のみの場合は不要です。

生命・傷病、新長期生命80、終身生命、財形年金共済

支払事由	必要書類	生命・傷病共済	新長期生命80	終身生命共済	財形年金共済
死亡された場合	所定の請求書 医師の診断書(又は死体検案書) 戸籍謄本又は戸籍抄本(注2、注3)	死亡共済金	死亡給付金 死亡共済金(B型) 災害死亡共済金(注5)	死亡給付金 死亡共済金 災害死亡共済金(注5)	死亡給付金 災害死亡共済金(注5) (未払年金)(注6)
重度障害になられた場合	所定の請求書 医師の診断書(所定の様式)	—	災害重度障害共済金(注5) 重度障害共済金	重度障害給付金 災害重度障害共済金(注5) 重度障害共済金	重度障害給付金 災害重度障害共済金(注5)
入院された場合	所定の請求書 医師の診断書(注1) 診療状況申告書等(注4)	入院共済金	入院共済金	—	—
生存共済金・長寿祝金共済金・財形年金を受け取る場合	所定の請求書	—	生存共済金	長寿祝金共済金(2型)	財形年金

※ **ご契約者に請求意思能力がない場合は、代理請求制度を利用することができます。**代理請求を利用する場合は、請求意思能力の有無の記載がある診断書、代理請求人全員が規約に定められた範囲及び順位であることが確認できる戸籍謄本が必要です。ただし、配偶者が請求する場合は、戸籍謄本に代えて住民票(マイナンバーの記載がないもの)で代用することができます。
※ 医師の診断書、死体検案書、領収証はコピーでも結構です。
注1 診断書については、患者名、入院期間、傷病名、医師のサイン又は押印があり、退院日以降に発行されたものとなります。診断書記載内容に不明な点がある場合は、再度診断書を提出して頂くか、病院に照会をさせていただきます。また、診断書に代えて「診療状況申告書」と「入院期間の分かる領収証」(コピー可)で請求することができる場合があります。
注2 受取人が、死亡した被共済者の除籍された戸籍謄本に記載されていない場合は、受取人の戸籍謄本が必要です。
注3 指定受取人を法定相続人としていた場合又は指定受取人が既に死亡していた場合は、被共済者の法定相続人又は死亡した指定受取人の法定相続人に共済金等を支払うこととなりますが、その人数や生存を確認するため、被共済者又は死亡した指定受取人の改製原戸籍が別途必要となります。また、受取人となる方が複数人いる場合には、代表受取人選定届に加え、各人の戸籍謄本、印鑑登録証明書が必要です。
注4 ケガが原因で入院した場合は、診療状況申告書等ケガの状況が分かる書類が必要です。
注5 災害死亡共済金又は災害重度障害共済金の請求時は、災害が原因で死亡又は重度障害になられたことを証明する資料が必要です。
注6 未払年金は受給中の方が死亡された場合に指定受取人の方に支払われる保障で、死亡された年金受給者の残りの年金期間に応じた未払の年金の現価をお支払するものです。

税制上の取扱い

1 新火災共済

(1) 支払った掛金の所得控除

新火災共済の掛金は、地震保険料控除として所得控除の対象となっておりませんので、「課税所得控除共済掛金払込証明書」は発行していません。

(2) 受け取った共済金の税金

火災共済金、災害共済金、地震等災害見舞金、地震共済金、盗難共済金、借家人賠償責任共済金は非課税です。ただし、確定申告時に所得控除を受ける場合は、控除額を計算する際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。個別の税務取扱等については、税務署へお尋ねください。

2 生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済

(1) 支払った掛金の所得控除

生命・傷病共済、新長期生命80及び終身生命共済の掛金は、税法上生命保険料控除の対象となります。平成22年度税制改正により、平成24年1月1日以後に締結(更新)した生命保険契約等について「介護医療保険料控除」が追加されました。

従来は生命保険と個人年金を合計して所得控除の限度額は10万円でしたが、介護医療保険料控除の追加により、合計限度額は12万円となりました。

なお、平成23年12月31日以前に契約締結したものについては旧制度が適用されます。旧制度の掛金と新制度の掛金(他の共済、保険をご利用されている場合はそれらも含みます。)の両方を申告される場合の全体の所得控除限度額は、所得税12万円、住民税7万円となります。

共済名	区分	備考
生命・傷病共済	生命共済	一般生命保険料控除(新制度) 決算によって剰余金が生じ、利用分量(掛金額)に応じた割戻金をお支払した場合は、1年間にお支払いいただいた掛金額から当該割戻金を差し引いた金額が保険料控除の対象となります。
	傷病共済	介護医療保険料控除(新制度)
新長期生命80 終身生命共済	一般生命保険料控除(旧・新制度※)	

※平成23年12月31日以前に契約された場合は、旧制度が適用されます。

区分	旧制度	新制度
一般生命保険料控除	所得税 5万円	4万円
	住民税 3.5万円	2.8万円
介護医療保険料控除	所得税 -	4万円
	住民税 -	2.8万円
個人年金保険料控除	所得税 5万円	4万円
	住民税 3.5万円	2.8万円
全体の所得控除限度額	所得税 10万円	12万円
	住民税 7万円	7万円

(2) 受け取った共済金等の税金

受け取られた共済金等が下表に該当する場合は、所轄税務署への申告が必要な場合があります。詳しくは、税務署へお尋ねください。

死亡共済金、災害死亡共済金及び死亡給付金に係る税金

被共済者	共済金等の受取人	税の種類	備考
共済契約者	法定相続人(配偶者、子、父母等)	相続税	他の生命保険金と合わせて法定相続人の人数×500万円の非課税枠があります。
	法定相続人以外の者	相続税(遺贈)	法定相続人以外の方が、共済契約者から共済金を遺贈されたものとみなします。相続税の対象ですが、非課税枠の適用はありません。
配偶者	共済契約者	所得税(一時所得)	差益(収入金額と必要経費等の差)から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。
	共済契約者以外の者	贈与税	共済金(その他の贈与財産がある場合は合算します。)から110万円を控除した額に贈与税が課税されます。

生存共済金、長寿祝金共済金及び解約返戻金に係る税金

被共済者	共済金等の受取人	税の種類	備考
共済契約者 又はその配偶者	共済契約者	所得税(一時所得)	差益(収入金額と必要経費等の差)から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。

入院共済金、重度障害共済金、重度障害給付金及び災害重度障害共済金は非課税です。ただし、確定申告時に所得控除を受ける場合は、控除額を計算する際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。個別の税務取扱等については、税務署へお尋ねください。

(3) 契約者死亡により契約を承継した配偶者の税金(除く生命・傷病共済)

共済契約者が亡くなったことにより配偶者に共済契約が引き継がれたときは、その共済契約は共済契約者から配偶者が相続したものと相続税の課税対象となります。新長期生命80及び終身生命共済の保障期間中に本人・配偶者コースを契約していた共済契約者(本人)が亡くなった場合はこれに該当します。

3 マイナンバーの申告

下記に掲げる共済金等のうち1つの共済金等の受取額が100万円を超える(1,000,001円以上)場合は、警生協が作成し税務署に提出する「支払調書」(法定調書)に「契約者と受取人のマイナンバー(個人番号)」の記載が必要となるため、「マイナンバー申告書」の提出をお願いしております。申告が必要となる場合は、共済金等の請求時若しくは支払金額の確定後に「マイナンバー申告書」を送付しますので、必要事項を記入の上、「通知カード」若しくは「個人番号カード」又は「住民票(個人番号付き)」のコピーを貼付して、専用返信封筒にて、直接、警生協事務局に返送してください。

対象となる共済金等 死亡共済金、死亡給付金、災害死亡共済金、未払年金、生存共済金、解約返戻金、清算金※

※新長期生命80及び終身生命共済の保障開始手続時点における掛金積立額が、保障開始に必要な掛金積立額(保障必要原資額)を超過する場合にお返しする金額をいいます。

警生協の取組方針

個人情報保護方針

警生協では、個人情報の取扱いに関する方針を以下のように定め、組合員・共済加入者の皆様からお預かりした個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1 個人情報に関する法令等の遵守

警生協は、個人情報の保護に関する法令等を遵守して、組合員・共済加入者の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の利用目的

警生協は、収集した個人情報を、共済契約の締結・維持管理、共済金等の支払、本人の利便性の向上のために行う職域の厚生担当部署への提供、本人への共済関連情報の提供及び警生協の共済事業の充実のために利用します。

3 個人情報の適正な管理

警生協で収集した個人情報は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。さらに、外部に業務を委託する場合は、適正な取扱いを確保するために、業務委託先に対し個人情報の適切な管理を求めるとともに、業務処理の点検・監督を行います。

4 個人情報の第三者への提供

警生協で収集した個人情報は、本人の承諾を得た場合、必要な範囲で業務を外部に委託する場合、利用目的を達成するために職域の厚生担当部署と連携する場合、法令により必要な場合及び本人の利益のために必要であると判断される場合を除いて、第三者に開示又は提供いたしません。

5 個人情報の開示及び訂正・削除

組合員・共済加入者から、本人の個人情報の開示を求められた場合には、特別な理由のない限りお答えいたします。また、誤りがある場合には、訂正し、削除を希望される場合には、特別な理由がない限り削除します。

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

警生協は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」に基づき指定された個人番号及び当該個人番号を内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を厳格に保護し、利用することは重大な社会的責任と認識し、基本方針を定め、特定個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1 関係法令・ガイドライン等の遵守

警生協は、特定個人情報に関する法令、個人情報の保護に関する法令、国が定める指針、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及びその他の規範を遵守して、特定個人情報を適正に取り扱います。

2 特定個人情報の取扱事務の範囲及び体制

警生協は、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を特定するとともに、事務取扱担当者を明確にするなど特定個人情報を取り扱う体制を整備します。

3 安全管理措置

警生協は、特定個人情報の安全管理措置に関して、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

4 特定個人情報に関する問合せ窓口

組合員及び共済契約者からの特定個人情報の取扱いに関する苦情、問合せについて、適切かつ迅速な対応を行うための体制を整えます。警生協における特定個人情報の取扱いに関する質問や苦情については、フリーダイヤル0120-983-110に御連絡ください。

共済事業の加入促進方針

警生協では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、共済事業の加入促進方針を次のとおり定めています。

1 関係法令の遵守と適正運営

警生協は、組合員の皆様への各種共済の契約、掛金の増額等の促進に当たっては、「消費生活協同組合法」、「保険法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」等の関係法令を遵守し、組合員の立場に立って各種事業を行うことを基本方針といたします。

2 分かりやすい説明資料の作成

パンフレット等、共済関係の各種説明資料については、簡潔で、かつ組合員の皆様がその特長を十分理解することができるような体裁と内容になるよう努力してまいります。

3 組合員の立場に立った問い合わせへの対応

組合員の皆様からの問い合わせについては、組合員の共済、保険に関する知識、契約目的、家族状況等を総合的に勘案し、組合員の立場に立った最適な選択をすることができるような説明を心掛けます。

4 警生協職員の知識の向上

警生協の職員は、組合員の皆様のお役に立つことができるように、計画的な教養を通して、共済に関する専門知識の向上に努めます。

万が一、保険会社や協同組合等が経営破綻に陥った場合には、保険金額、共済金額、年金額、給付金額等が削減される場合があります。しかしながら、警生協は、このような事態に陥ることなく、組合員の皆様への共済金等の支払を確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に万全を期しております。

契約申込書の記入例

今回の申込書による新規・契約変更は、**平成30年7月1日**からの適用となります。

黒のボールペンではっきりとご記入ください。契約内容を変更する場合は変更箇所を二本線で消し、余白に記入してください。訂正印は必要ありません。

申込書の提出が必要な方

● **新規契約** ● **契約変更** ● **受取人の変更**
のほか、下記に該当する方は申込書を提出してください。

生命・傷病共済

- 契約者の増口・減口又は解約をする方
- 配偶者の新規契約、増口・減口又は解約をする方
- 平成30年4月1日現在60歳の方で、現在3口以上の契約をしている方
*60歳以上の方の生命・傷病共済の契約は、2口までとなります。

新長期生命80

- 型・コース変更及び入院日額の変更をする方

終身生命共済

- 型・コース変更及び指定金額(毎月掛金)の変更をする方

新火災共済

- 新火災共済への移行確認書の内容(前回欄の記載内容)に変更のある方
- 移行確認書を提出しなかったが、平成30年7月からの契約を希望する方
- 移行確認書で「移行しない」を選択して提出した方で、平成30年7月からの契約を希望する方
- 借家人賠償責任特約の契約を希望する方
- 新火災共済の契約をとりやめる方(共済金額欄に0と記入)

新火災共済契約について、次に該当する場合は、**警生協支部担当者までご連絡ください。**

- 今回の申込みで建物契約を新規申込みする方で建物構造が「鉄骨・耐力構造」に該当する場合
- 平成30年6月末までに、家屋を新築(購入)予定で、新規契約を希望する場合
- 人事異動(転勤・出向・派遣・海外派遣等)により現行の火災・災害共済に契約している自宅に居住することができなくなった場合
- 家屋を新築(購入)し、新火災共済に新規契約しようと思っていたが、人事異動により居住できなくなった場合
- 契約している物件が、空家又は無人となった(空家となる予定)場合

◎至急お手続きが必要な方

次に該当する方は、**至急お手続きが必要となりますので、警生協支部担当者までご連絡ください。**

(この申込書による契約は、平成30年7月1日からの適用となるため。)

○ **すぐに受取人を変更されたい方**

○ **転居し、現在契約中の火災・災害共済の住所とは違う場所に居住している方**

(新火災共済の契約前に手続が必要となります。)

様式 平成 年度 生命・傷病、新長期生命80、終身生命、新火災共済契約申込書

記入日 平成 年 月 日
中途契約日 平成 年 月 日

警察職員生活協同組合理事長 殿

私は、配布されたきずな春号に記載の内容と重要事項(「契約概要」注意喚起情報)を理解し、下記の共済契約の内容が自分のニーズに合致することを確認して申し込みます。また、私は記載された個人情報の取扱いについて確認・同意しました。
私の配偶者が被共済者になる共済契約について、配偶者の同意を得ました。 配偶者の同意を得た場合は、「レ」点チェックを記入してください。

支部分局 組合員番号 所属 職番号

組合員氏名(自署) カタカナ 氏 **ウ** 大正 昭和 平成 年 月 日
漢字 氏 **ウ**

配偶者氏名 カタカナ 氏 **エ** 大正 昭和 平成 年 月 日
漢字 氏 **エ**

1 生命・傷病共済 (新規) 全ての欄を記入 (変更) 変更する特内のみ記入 (現状と同一) 記入不要 (注) 記入不要の欄は空白にしてください。

(1) 組合員の契約口数 口数欄を○してください。

【終身者におすめ】 【新長期・夫婦におすめ】 【お子様がいらっしゃる方におすめ】

保障額(口数) 500万円(1口) 1000万円(2口) 1500万円(3口) 2000万円(4口) 2500万円(5口) 3000万円(6口)

月額掛金 円 円 円 円 円 円

(2) 配偶者の契約口数 (配偶者の口数は、組合員の口数以下です。)

【新長期者におすめ】 【配偶者が世帯主の家族におすめ】

保障額(口数) 500万円(1口) 1000万円(2口) 1500万円(3口) 2000万円(4口) 2500万円(5口) 3000万円(6口)

月額掛金 円 円 円 円 円 円

(注) 上記には、傷病共済の掛金が含まれております。配偶者はその年齢に関わらず、1口あたりの掛金は、組合員と同じです。

共済掛金の算定基準年齢(平成 年 月 日現在) 歳

(注) 配偶者ご自身が組合員である場合、配偶者契約はできません。

告知欄(健康状態の告知) 組合員、配偶者を含め、必ず記入してください。

以下のいずれか又は両方に該当する場合は①に、該当しない場合は②に○をしてください。

- ・過去1年以内に病気で14日以上継続して入院したことがありますか。
- ・過去1年以内にがん(悪性新生物)の治療のために通院又は入院したことがありますか。

※告知については「きずな春号」をご確認ください。

2 新長期生命80 (新規) 全ての欄を記入 (変更) 変更特内を記入 (現状と同一) 記入の必要はありません

本人コース 本人・配偶者コース

本人コース 5000円 10000円 15000円 20000円 25000円 30000円

本人・配偶者コース 10000円 20000円 30000円 40000円 50000円 60000円

(注) 配偶者ご自身が組合員である場合、配偶者契約はできません。

3 終身生命共済 (新規) 全ての欄を記入 (変更) 変更特内を記入 (現状と同一) 記入の必要はありません

希望コース 契約時年齢 指定金額

希望コース Aコース 1口(100万円) 円
Bコース 3口(300万円) 円
Cコース 5口(500万円) 円
Dコース 1口(100万円+長寿祝金) 円
Eコース 3口(300万円+長寿祝金) 円
Fコース 5口(500万円+長寿祝金) 円

本人コース 1人型 2人型 3人型 4人型 5人以上型

Gコース 本人1口、配偶者1口(本100万円+配100万円) 円
Hコース 本人3口、配偶者3口(本300万円+配300万円) 円
Iコース 本人5口、配偶者3口(本500万円+配300万円) 円
Jコース 本人5口、配偶者5口(本500万円+配500万円) 円
Kコース 本人1口、配偶者1口(本100万円+配100万円+長寿祝金) 円
Lコース 本人3口、配偶者3口(本300万円+配300万円+長寿祝金) 円
Mコース 本人5口、配偶者3口(本500万円+配300万円+長寿祝金) 円
Nコース 本人5口、配偶者5口(本500万円+配500万円+長寿祝金) 円

希望コース (上限掛金)

本人コース 1人型 2人型 3人型 4人型 5人以上型

希望コース Aコース 1口(100万円) 円
Bコース 3口(300万円) 円
Cコース 5口(500万円) 円
Dコース 1口(100万円+長寿祝金) 円
Eコース 3口(300万円+長寿祝金) 円
Fコース 5口(500万円+長寿祝金) 円

支部分局 事務局受付印

- 4月1日現在で60歳の方は、2口以下の契約へ必ず変更してください。
- 現在の受取人を今すぐ変更したい場合は、所属の担当者へ連絡してください。「改姓兼受取人変更届(様式201)」の提出が必要です。
- 組合員(あなた)の立場から見た続柄コード(数字)を記入してください。

- ア** 告知日となりますので必ず記入してください。
- イ** 配偶者契約があるときは、必ず配偶者の同意を得て申し込みをし、「レ」点チェックを記入してください。
- ウ** 新規契約の方、契約内容を変更される方は、自署が必要です。

- エ** 新しく配偶者が生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済を契約するときは記入が必要です。
- オ** いずれか1つだけに○をしてください。
- カ** 生命・傷病共済、新長期生命80、終身生命共済を新たに契約するとき及び増口・増額するときは告知をしてください。

- キ** 新長期生命80の契約希望者は、型・コース・入院日額に○をしてください。
- ク** 終身生命の契約希望者は、申込書の下記の「希望コース」からひとつを記入してください。
- ケ** 続柄コード9番の「法定相続人」を選択したときは、受取人氏名(カタカナ、漢字)は空白にしてください。

- コ** いずれか1つだけに○をしてください。
- ク** 変更がない箇所は記入不要です。
- セ** mを記入してください。1m未満は切り上げてください。
- シ** 都道府県から記入してください。マンション、アパート名は抜いて記入してください。

- ス** 変更がない箇所は記入不要です。
- タ** 契約する金額を10万円～4000万円の範囲、10万円単位で記入してください。
- チ** 動産標準評価表を参考に共済金額を記入してください。
- ツ** 共済金額は500万円～2000万円の範囲、10万円単位で記入してください。

4 新火災共済 (新規) 全ての欄を記入 (変更) 変更する特内のみ記入 (現状と同一) 記入不要 (注) 区分解約を希望される場合は、共済金額欄に0(ゼロ)と記入してください。

契約期間	1年	平成 年 月 日午前零時 から 平成 年 月 日午後12時まで	平成 年7月1日現在の満年齢 歳
------	----	---------------------------------	------------------

(1) 基本情報

区分	建物又は不動産の所在地	居住者	他の	地震等の
		続柄コード	保険契約	補償コース
前回				
今回		該当に○ 複数選択可	該当に○	該当に○
前回				
今回		該当に○ 複数選択可	該当に○	該当に○
前回				
今回		該当に○ 複数選択可	該当に○	該当に○

続柄コード ○:本人 1:配偶者 20:同一生計の2親等以内の親族 21:2親等以内の親族(20を除く)

(2) 建物契約

区分	建物の構造	建築年	建物の所有者(被共済者)	延床面積	㎡当たりの新築費単価	再取得価額	共済金額
			共有の場合は、共有者すべての続柄コードに○		①×②を10万円未満切り捨て	③×④を10万円未満切り捨て	⑤(③×④)に契約する額
前回	ス		続柄コード カナ氏名(組合員を除く)	セ	ソ		タ
今回	①:木造 ②:鉄骨耐火 ③:マンション	西暦で記入	該当に○ 複数選択可 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	1m未満切り上げ	15~30万円	10万円未満切り捨て	限度額は4000万円まで契約できます
前回							
今回	①:木造 ②:鉄骨耐火 ③:マンション	西暦で記入	該当に○ 複数選択可 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	1m未満切り上げ	15~30万円	10万円未満切り捨て	限度額は4000万円まで契約できます
前回							
今回	①:木造 ②:鉄骨耐火 ③:マンション	西暦で記入	該当に○ 複数選択可 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	1m未満切り上げ	15~30万円	10万円未満切り捨て	限度額は4000万円まで契約できます

続柄コード ○:本人 1:配偶者 20:同一生計の2親等以内の親族

(3) 動産契約

区分	世帯主の年齢	世帯の居住者数	共済金額
			⑥の上限額まで契約する額
前回			
今回	歳	人	⑥の上限額まで契約できます
前回			
今回	歳	人	⑥の上限額まで契約できます
前回			
今回	歳	人	⑥の上限額まで契約できます

④世帯主の年齢 ⑤世帯の居住者数 (万円)

世帯主の年齢	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	上:260 下:140	上:650 下:350	上:910 下:490	上:1040 下:560	上:1170 下:630
30~39歳	上:390 下:210	上:1040 下:560	上:1300 下:700	上:1430 下:770	上:1560 下:840
40~49歳	上:520 下:280	上:1300 下:700	上:1560 下:840	上:1690 下:910	上:1820 下:980
50~54歳	上:650 下:350	上:1430 下:770	上:1690 下:910	上:1820 下:980	上:1950 下:1050
55歳以上	上:2000 下:600	上:2000 下:1200	上:2000 下:1400	上:2000 下:1500	上:2000 下:1600

※世帯主の年齢は当該共済年度の7月1日現在の年齢です。

※動産の再取得価額 世帯主の年齢と世帯の居住者数による動産標準評価表の上限額から下限額内で共済金額を契約された場合はその共済金額が再取得価額となります。また、動産標準評価表下限額未満で共済金額を契約された場合は世帯主の年齢と世帯の居住者数による基準額が再取得価額となります。

※動産共済金額を移動する場合は前回及び今回の動産共済金額をそれぞれ記入してください。

(4) 借家人賠償責任特約

区分	借入居室の借主(被共済者)	借入居室の貸貸期間	共済金額
	共有の場合は、共有者すべての続柄コードに○		(ご契約する額)
前回	続柄コード カナ氏名		
今回	該当に○ 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	西暦で記入してください 20 年 月 日 から 20 年 月 日まで	500~2000万円まで契約できます
前回			
今回	該当に○ 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	西暦で記入してください 20 年 月 日 から 20 年 月 日まで	500~2000万円まで契約できます
前回			
今回	該当に○ 組合員を除く 複数の場合は代表者氏(カナ) 名(カナ)	西暦で記入してください 20 年 月 日 から 20 年 月 日まで	500~2000万円まで契約できます

続柄コード ○:本人 1:配偶者 20:同一生計の2親等以内の親族

【ご注意】
・項目名に★の付された欄は告知事項に該当します。告知事項について、故意又は重大な過失により事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、共済契約を解除することがあり、共済金が支払われないことがあります。(H30.3)